

第百八十九回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録 第 十 三 号

平成二十七年五月十三日(水曜日)

午後一時六分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 赤枝 恒雄君 理事 後藤 茂之君

理事 高鳥 修一君 理事 とかしきなおみ君

理事 松野 博一君 理事 西村 智奈美君

理事 浦野 靖人君 理事 古屋 範子君

理事 大岡 敏孝君 理事 大串 正樹君

加藤 鮎子君 木村 弥生君

小松 裕君 白須賀貴樹君

新谷 正義君 鈴木 憲和君

田中 英之君 田畑 裕明君

谷川 とむ君 豊田 真由子君

中川 俊直君 長尾 敬君

丹羽 雄哉君 橋本 岳君

比嘉奈津美君 古田 圭一君

堀内 詔子君 牧原 秀樹君

松本 純君 松本 文明君

三ッ林裕巳君 宮路 拓馬君

村井 英樹君 阿部 知子君

大西 健介君 岡本 充功君

中島 克仁君 長妻 昭君

山井 和則君 足立 康史君

井坂 信彦君 重徳 和彦君

牧 義夫君 伊佐 進一君

興水 恵一君 角田 秀穂君

高橋千鶴子君 堀内 照文君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十三号

平成二十七年五月十三日

政府参考人
(厚生労働省医政局長) 二川 一男君

政府参考人
(厚生労働省健康局長) 新村 和哉君

政府参考人
(厚生労働省医薬食品局長) 三宅 智君

政府参考人
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 安藤よし子君

厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

委員の異動
五月十三日

辞任

加藤 鮎子君

谷川 とむ君

牧 義夫君

同日

辞任

鈴木 憲和君

古田 圭一君

重徳 和彦君

同日

辞任

宮路 拓馬君

補欠選任

加藤 鮎子君

五月十二日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

四月三十日

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(伊藤 渉君紹介)(第八三六号)

同(今井雅人君紹介)(第八三七号)

同(鬼木誠君紹介)(第八三八号)

同(後藤田正純君紹介)(第八三九号)

同(細野豪志君紹介)(第八四〇号)

同(牧原秀樹君紹介)(第八四一号)

同(宮本岳志君紹介)(第八四二号)

同(保岡興治君紹介)(第八四三号)

同(後藤茂之君紹介)(第八四四号)

同(渡海紀三朗君紹介)(第八四五号)

同(野間健君紹介)(第八四六号)

同(堀井学君紹介)(第八四七号)

同(馬淵澄夫君紹介)(第八四八号)

同(吉田豊史君紹介)(第八四九号)

同(石関貴史君紹介)(第八五〇号)

同(石田真敏君紹介)(第八五一号)

同(菊田真紀子君紹介)(第八五二号)

同(古賀篤君紹介)(第八五三号)

同(富田茂之君紹介)(第八五四号)

同(根本匠君紹介)(第八五五号)

同(船田元君紹介)(第八五六号)

同(大平喜信君紹介)(第八五七号)

同(篠原孝君紹介)(第八五八号)

同(中川俊直君紹介)(第八五九号)

同(山口壯君紹介)(第八六〇号)

同(阿部知子君紹介)(第八六一号)

同(大見正君紹介)(第八六二号)

同(濱村進君紹介)(第八六三号)

同(田嶋要君紹介)(第八六四号)

同(階猛君紹介)(第八六五号)

同(吉川元君紹介)(第八六六号)

同(吉良州司君紹介)(第八六七号)

同(小此木八郎君紹介)(第八六八号)

同(北村誠吾君紹介)(第八六九号)

同(勝沼栄明君紹介)(第八七〇号)

同(小川淳也君紹介)(第八七一号)

同(福島伸享君紹介)(第八七二号)

同(古屋圭司君紹介)(第八七三号)

後直君紹介(第八四四号)

同(中島克仁君紹介)(第八六八号)

同(阿部知子君紹介)(第八九四号)

同(岡本充功君紹介)(第八九三三三)

同(阿部知子君紹介)(第八九四四号)

同(阿部知子君紹介)(第八九四四号)

同(逢坂誠二君紹介)(第八九四八号)

同(小川淳也君紹介)(第八九四八号)

同(吉川元君紹介)(第八九四九号)

同(中川正春君紹介)(第八四六号)

同(藤原崇君紹介)(第八九二二二)

同(枝野幸男君紹介)(第八九四四号)

同(小此木八郎君紹介)(第八九四八号)

同(齊藤鉄夫君紹介)(第八九四九号)

同(津島淳君紹介)(第八九六〇号)

同(中島克仁君紹介)(第八九六一号)

同(金子恵美君紹介)(第八九六四号)

同(馬場伸幸君紹介)(第八九六五号)

同(田所嘉徳君紹介)(第八九八八号)

同(馬場伸幸君紹介)(第八九八九号)

同(国鉄年金の附帯決議の履行等に関する請願(大 畠章宏君紹介)(第八五四四号)

同(奥野総一郎君紹介)(第八五五五号)

同(菊田真紀子君紹介)(第八五五六号)

同(小林史明君紹介)(第八五七号)

同(穀田恵二君紹介)(第八五八号)

同(佐々木隆博君紹介)(第八五九号)

同(階猛君紹介)(第八六〇号)

同(鈴木貴子君紹介)(第八六一号)

同(辻元清美君紹介)(第八六二二二)

同(照屋寛徳君紹介)(第八六三三三)

同(宮崎岳志君紹介)(第八六四四号)

同(横路孝弘君紹介)(第八六四四号)

同(阿部知子君紹介)(第八六四四号)

同(逢坂誠二君紹介)(第八六四四号)

同(小川淳也君紹介)(第八六四四号)

同清水忠史君紹介(第九七九号)
同福島伸享君紹介(第九九〇号)
新たな患者負担増をやめ、窓口負担の大幅軽減を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介(第八九八号))

同吉川元君紹介(第八九九号)
同阿部知子君紹介(第九〇九号)
同大平喜信君紹介(第九一八号)
同本村伸子君紹介(第九三〇号)
同岡本充功君紹介(第九六二号)
同伴野豊君紹介(第九六三号)
同清水忠史君紹介(第九七三号)
同高橋千鶴子君紹介(第九七四号)
同小川淳也君紹介(第九八四号)
憲法を生かして安全・安心の医療・介護の実現をすることに関する請願(梅村さえこ君紹介(第九〇〇号))

同高橋千鶴子君紹介(第九七七号)
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(阿部知子君紹介(第九一〇号))
同小川淳也君紹介(第九一一号)
同篠原孝君紹介(第九一二号)
同藤野保史君紹介(第九一三号)
同清水忠史君紹介(第九七五号)
同高橋千鶴子君紹介(第九七六号)
全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願(中村裕之君紹介(第九五一号))
全国一律最賃・時給千円以上の実現に関する請願(穀田恵二君紹介(第九七一号))
同真島省三君紹介(第九七二号)
同池内さおり君紹介(第九九一号)
同清水忠史君紹介(第九九二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)
厚生労働関係の基本施策に関する件

労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)
厚生労働関係の基本施策に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。
厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医政局長二川一男君、健康局長新村和哉君、医薬食品局食品安全部長三宅智君、雇用均等・児童家庭局長安藤よし子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。比嘉奈津美君。

○比嘉委員 自由民主党の比嘉奈津美でございます。

本日は、質問の時間をいただき、ありがとうございます。そして、私、厚生労働委員会初めての質疑でございます。ぜひよろしくお願いたします。連休明け初めての委員会でございますが、私、連休中、中国に訪問する機会がありまして、中国の要人の方々とお話をさせていただいてまいりました。

やはり日中関係、国交問題であったり尖閣の問題、そしてまたいろいろな歴史問題ということ、非常に日中の中では厳しい関係のお話もありますが、実際にあちらの方々とお話をしておりましたら、彼らは、やはり環境問題であり、そして少子高齢化が、一人っ子政策のゆえの少子高齢化というものを非常に重要視している感じを受けてまいりました。そして、日本に対して、この少子高齢化をこれからどうしていくのかということに非常に関心を持って見ているというふうに感じたとこ

ろでございます。日本が少子高齢化に向けて、そして介護の問題も非常に言っております。そういうことを中国は見えております。

我々厚生労働委員会がこれからの日本の少子高齢化、介護の社会をどう築き上げていくかということ、日本と中国のリーダーシップをとれるまたいい仕事になっていくのかと感じ、きょうは、ちよつと世界に目を転じて、感染症というところ

で質問をさせていただきたいと思っております。まず、温暖化による感染症というのが、今回、昨年は日本もかなり拡大して、エボラの世界的な流行であったり、大都會の中心で突然降って湧いたようなデング熱の発生は、国民を非常に混乱させたことだと新しい記憶の中にあると思っております。

デング熱の国内感染、六十九年ぶりだそうであります。延べ百六十名の患者が発生して、今回のデング熱に対する対応は私は非常に適切だったと思っておりますが、何よりすばらしかったのが、この大都會でデング熱を診断された先生がすばらしいなと思っております。医療体制がしっかりとあるということ、この日本のすばらしさをそこに見たような気がしたニュースでありました。大変失礼ですが、デング熱の話聞いたときに、すぐ発表できたということはすばらしいことだと思

いました。これが、もしあの時点でデング熱を診断できなかったら、たくさんの方々がまたあえていつて困ったことになるのだらうなと思われ

ました。しかし、六十九年ぶりのこの出来事で、蚊が媒介する感染症そのものの発生をコントロールすることの重要性に対する認識が我が国では希薄になつていたのではないかなと、個人レベルでも行政レベルでも再認識させたのではないのだろうかと思っております。

デング熱に関しては、現時点では、特效薬、治療法もなく、WHOの推計では、年間の死亡者は二万四千人に達すると言われております。

今回のデング熱の発生から得た感染症全般に対する教訓、対策、そして、ワクチン開発における

我が国が果たす役割についてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○新村政府参考人 お答えいたします。

デング熱など蚊が媒介する感染症につきまして、御指摘のとおり、国民あるいは地方公共団体の間でも知識や危機感が希薄となりつつあると考えております。このため、蚊媒介感染症対策を強化していくことが必要と認識しております。

このため、厚生労働省では、昨年のデング熱の国内発生を踏まえまして、本年四月二十八日に、デング熱等の発生予防、蔓延防止のため、関係者が連携して取り組むべき指針を策定いたしました。また、あわせて、地方公共団体向けに対策の手引もお示ししたところでございます。

また、研究開発面につきましては、昨年七月に決定されました健康・医療戦略におきまして、新たな迅速診断法等の開発、実用化を二〇二〇年までの達成目標として掲げてございます。現在、日本医療研究開発機構におきまして、デング熱に対するワクチン、診断法、治療法の研究開発を行っております。

厚生労働省といたしましては、これらの取り組みを総合的に進めることで、関係者の意識も高めながら、感染症対策の底上げを図ってまいりたいと考えております。

○比嘉委員 感染症に関しては、交通網が非常に世界じゅう緊密になっておりますので、ぜひ対策をとっていただきたいものだと思っております。

さて、実は、沖縄の昔の感染症について少しお話しさせていただきますと思います。

沖縄は、七十年前の戦火でたくさんの方がお亡くなりになりました。その戦中戦後、実は、マラリア、フィラリアで命を落とされた方もたくさんいらっしゃいます。そして、戦後、マイナスの医療からの始まりの中、米軍統治下で、しっかりとした蚊の駆除を行い、公衆衛生の管理を行って、沖縄は長寿の島を形成してまいりました。

その中にまた、医療が足りないということと、戦時中、医師の助手をした人、あるいは衛生を手

伝った助手の皆さんを医介輔という位置づけで、医者としてのある程度の仕事を認めることをやってみていただきたいと思います。必ず自分の地域に戻って仕事をしたいと、そういう医介輔制度というものを沖縄は位置づけました。

そしてまた、米軍式の医師のインターンシップによる医療の充実。これは一九五〇年代、沖縄の米軍の陸軍病院というのは、アジアで一番、東洋最大、東洋で一番水準の高い医療を提供していたのでございます。そういうところと沖縄県の病院は提携を結んで、ハワイ大学とも連携して、進んだ医療を取り入れていったのが沖縄でございます。そういう病院に日本全国から新卒の先生方を研修に迎え入れて、その先生方は現在でも日本全土で仕事をしているという、この医療環境がございました。

そしてもう一つ、スーパーナースと呼ばれる、公衆衛生看護婦の存在がありました。有人の島々、小さい島々に、公看さんといいますが、この公衆衛生看護婦さんを配置し、特に母子健康の教育に当たられたのがあります。乳幼児の死亡率削減、あるいは妊婦の健康改善に取り組み、目をみはる成果を上げてきたということでございす。この取り組みがいかにすぐれたものであったかというのは、現在でも、東南アジアやアフリカの諸国から、看護婦さんがこのノウハウを習得するために沖縄に訪れております。

申し上げましたように、沖縄は、戦後独自の医療環境、公衆衛生の管理があった歴史を持っております。

沖縄は地政学的にも、アジアにおける感染症を研究、あるいは先進、途上国に対する医療を提供する土地として最適ではないかということで、二〇〇〇年の七月、九州・沖縄サミットで、我が国は沖縄感染症イニシアチブを発信して、地球規模での連携を呼びかけたこともございます。

そしてまた、昨年、ことしと、国内外から産学官民の感染症対策のキーパーソンが集い、日経アジア感染症会議を沖縄で開催しております。私も

出席させていただきましたが、エボラ出血熱の現場で医療に当たった方々のお話をいろいろ聞かせていただきました。アフリカの脆弱な社会基盤、貧困、知識不足、また、遺体を埋葬する前に必ず洗浄しておさめるという風習など、厳しい環境の報告がございました。

我が国会からも武見敬三先生が参加され、私も分科会で発言させていただきましたが、この会議に厚労省からも出席の方がございました。今、その会議をどう評価されたか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○新村政府参考人 御紹介のありました日経アジア感染症会議でございますが、これまで沖縄において二回開催されました、アジア各国の政府関係者、あるいはWHO等の国際機関の関係者を初め、産官学の関係者が出席していると承知しております。

この会議は、多くの関係者がアジア域内の感染症対策の重要性と連携の必要性を共有し、また、さまざまな感染症について、国内対策や国際協力のあり方など、多面的な議論を行っており、大変意義深い会議であると考えております。

過去二回の会議には厚生労働省からも出席させていただいておりますが、出席者から聞いたところによりますと、会議では、感染症のリスクに国を越えてどのように対応していくべきかといった議題について大変活発な議論が行われ、盛況であったと聞いておりますので、今後とも機会を捉えて積極的に参加していきたいと考えております。

○比嘉委員 このような会議をぜひ沖縄の地でまた進めていただきたいと思います。

今、エボラ出血熱のお話が出ましたが、実は、日本でも幾つかの疑いということがございましたが、一番最初にエボラの疑いがあったのは沖縄なんです。

これが、十月二十一日以降は、リベリア共和国を含む流行国からの帰国者は、潜伏期間二十一日間、健康状態について毎日二回報告を求められる

健康監視対象者に指定されましたが、それ以前の話で、非常に現場はパニックに陥ったということでございます。本人にも一応こういうふうなことを伝えてあったようですが、厳しい規制の中でなかったもので、かかりつけ医を普通に受診して抗菌剤をもらったのですが、全身状態が悪化して中核病院にこの患者さんは行きました。そこで初めてリベリアへの渡航があったことがわかり、大学病院に行つたということでございます。こういう状況では感染者を野放しにした状態にほかならず、日ごろから発熱患者に対するトリージや感染症対策が重要であると痛感させられた一例でございます。

十一月十一日以降は、健康監視中には直接医療機関を受診しないような指示を行う体制になりましたが、少なくとも海外からの帰国者が来院する可能性はどこにでもあるわけで、その水際対策といいますが、エボラとは限らずいろいろな感染症の水際対策として、厚生省はどのような体制をこれからまたとっていくのか。空港で入ってくるものに熱を、体温を調べるサーモメーターなどございますが、そういうものの活用というのはしつかり行き届いているのか。他国と比べてどうか。その辺をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○三宅政府参考人 空港等の検疫所におきましては、エボラ出血熱のほか、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群、MERSなどの国内に常在しない感染症の侵入を防止するため、出入国者に対しては、海外での感染症の流行状況や対応について注意喚起を実施するとともに、入国者に対しては、サーモグラフィによる体温測定や検疫官による呼びかけを行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を行っているところでございます。

特に、WHOが国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態と判断したエボラ出血熱に対しましては、これらの水際対策に加え、各航空会社に対して、流行国に二十一日以内に滞在した乗客は、

空港到着後、検疫官に自己申告するようお願いする旨の機内アナウンスの協力を依頼するとともに、流行国への滞在歴について、入国管理局とも連携を強化し把握に努め、過去二十一日以内の滞在が確認された者に対しては、一日二回健康状態を確認するなど、必要な検疫強化を図つたところでございます。

今後とも、海外での感染症の発生状況を踏まえ、水際対策に万全を期してまいりたいと思ひます。○比嘉委員 まず、国内への侵入経路の遮断はもちろん、水際対策はもちろんのことですが、やはり感染症は、流行の猛威を振るっている現地で予防、治療、そして終息が最大重要課題だと思っております。

我が国では、エボラの対策支援というのにどれだけの人材を派遣したのか。そして、余り実人数が多くないというお話を伺っております。人材不足というお話を伺っておりますが、それに対する対処をどうしていくか。

そして、WHOとしても今後どのような取り組みがあるかということも教えていただきたいと思ひます。

また、我が国はどういう責任を果たしていくのか。まとめてよろしく願ひいたします。

○新村政府参考人 人材派遣の件でございますが、これまで、WHOの枠組みを通じて、合計十七人、延べ十九人の日本人の医師の方々がエボラ出血熱流行国へ派遣されておりますけれども、おっしゃいますように、米国等ほかの国と比べますと、派遣人数が少なかつたと考えております。

今般のエボラ出血熱での経験を踏まえまして、現在、関係省庁と協議をして、新たな派遣の枠組みについて検討をしているところでございます。

特に、厚生労働省といたしましては、先月二十日から、感染症の危機管理に対応できる専門家を養成するプログラムを開始したところでございまして、今後このプログラムを通じて、多くの感染症の専門家を養成していきたいと考えております。

また、WHOの動向ですけれども、重要な保健課題であります感染症について取り組みをさらに充実させる意向と聞いておりまして、本年一月に開催されたWHOの執行理事会では、将来の大規模な感染症の流行に備えた対処能力を強化することや、緊急事態対応のための基金の設置などが盛り込まれた決議を採択したと聞いております。

今後とも、WHOとも協力しつつ、我が国としても、感染症の危機管理に関して国際協力を進めてまいりたいと考えております。

○比嘉委員 昨年、我が国が経験した大きな感染症問題、この専門家養成プログラムなどでまた世界貢献に努めていただきたいものだと思います。

もう一つ、身近な感染症であるインフルエンザについても触れてみたいと思います。

実は、沖縄はインフルエンザが夏から流行する傾向にあります。沖縄は、安全保障だけではなくて、いろいろなウイルスの問題でも非常に重要な点であるということをお理解いただきたいと思います。

普通は、温帯、寒帯ではインフルエンザは冬流行するものでありますが、豚や鳥、家畜や家禽が共生する東南アジアでは夏にインフルエンザの流行があり、沖縄はその影響を受けているものだと思います。

特異な発症形態の沖縄では、過去十年間にわたり蓄積されたインフルエンザウイルスのゲノム解析が進行しています。より詳細な流行防止策の解明が期待されるところでございまして、実は、沖縄県は、ゲノム解析機、次世代シーケンサーというのが日本でもトップクラスに数多くそろっておりまして、大学院大学という内閣府管轄の大きな大学がございまして、そこを中心として、ゲノム解析機には非常に進んだところが沖縄でございまして。

もし、この環境を利用して、沖縄県で夏に検出されたウイルスの全ゲノムのシーケンスを短期間で実施できるという体制が構築できれば、ことし本州で冬はやるであろう、このゲノムの解析に

よって、有効な薬剤というものを決定することができると専門家の皆さんはおっしゃっております。

沖縄にぜひ、このようなアジアのフロントランナーになる感染症対策の拠点、国際感染症研究センターなどというものをつくっていただけないのかなと思っております。

今、実はこの三月に、大きな軍用地が返還されました。そこに琉球大学医学部も移転する予定でございまして。そういうのに絡めて、感染症の沖縄での対策というものにも、皆様、心をかしていただきたいと思います。

二〇二〇年にはオリンピックが控えております。多くの方々が行き交う中での感染症対策というものは、日本だからすばらしいものがあつたというふうな結果が出るように、沖縄をぜひ活用していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今、比嘉先生から、沖縄は感染症研究のフロントランナーになるべし、こういうお話を頂戴いたしました。

先ほど来、去年のデング熱の発症以来、インフルエンザなどの感染症に関する研究というのがいかに大事か、そしてまた、国内にとどまらず、海外における感染症の発生動向にも目を配りながら進めていくことが大事であつて、厚生労働省としては、国立感染症研究所とか各自自治体、あるいはWHOなどの関係機関とこれまで以上にしっかりと連携をしていかなければならないというふうな思っているわけでありまして。

そんな中で、今御指摘いただいたように、沖縄というのは本州とは異なつて夏にインフルエンザが流行するというようなお話も今頂戴をいたしました。そういうこととか、あるいは、先ほどの沖縄科学技術大学院大学、ここに最先端の研究施設があるというようなことはよく承知をしているところとございまして、このような地域性を生かすつつ、感染症対策に貢献をしていただきたいというふうに沖縄には大いなる期待を持っていると

ころでございまして、また地元でもしっかりとそれを盛り上げていっていただきたいというふうな思っています。

○比嘉委員 ありがとうございます。

沖縄に振興計画とか新規事業というところ、どうしても基地とリンクしているということが言われますが、こういうものは、沖縄はそういう歴史があるということを実感として、感染症センターなどをつくらせていただけるとすばらしいかなと思っております。

最後になりますが、このインフルエンザ、歯科医師として一言発言させていただきます。

お口の中をきれいにすると、インフルエンザに感染しにくくなります。インフルエンザのウイルスは喉の中の粘膜にくっついて繁殖していきます。表に薄いたんぱく質の膜があるんですが、ある酵素がそのたんぱく質を剥がしてしまうとどんどん繁殖するという報告があります。この酵素とインフルエナザが繁殖するということでございますので、しっかりとお口の中をきれいにしていただくということも感染症予防の一つでございます。

そしてまた、寝たきり老人の方であつたり、もう本当に高齢者の方、歯がなくても、お口の中をきれいにすることによって、誤嚥性肺炎、肺に要らない細菌が入って肺炎になる、それも間違いなく防ぐことができます。何より、歯がいつぱいあると、相手にかみつけますし、物をそしゃくして、歯を食ひしげるといふところがございまして、また、歯科の重要性についていかがお考えか、教えていただけますでしょうか。

○橋本大臣政務官 お答えをいたします。かみつくことが健康とどう関係するかという問題は難しい問題だと思いますが、冗談はおきまして。

近年では、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になることが知られるなど、また、先生御指摘のとおり、感染症の予防にもつながるということでは

口腔と全身の健康の関係については広く指摘をされているところでございます。ですので、口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしております。

また、こうした認識のもと、平成二十三年に歯科口腔保健の推進に関する法律を成立させていただいております。それに基づいて、口腔保健推進事業など総合的な歯科口腔保健施策を推進しているところでございます。

○比嘉委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、古屋範子君。

○古屋（範）委員 公明党の古屋範子でございます。

本日は、女性医師の活躍支援と、それから介護休業制度の見直し、この二つのテーマでお伺いをしてまいりたいと思います。

近年、女性医師の割合がふえてきております。厚生労働省の調査によりますと、平成四年以降、医療施設に従事する女性医師数の推移というものが、やはり毎年千五百人から二千人増加をしているというところでございます。平成二十四年末時点でも五・七万人、平成四年当時二・五万人程度でしたので二倍以上となっているわけでありまして。女性医師の割合も、平成四年には一・七％、二十四年には一九・六％と増加をしていることがわかります。

女性医師の場合には、どうしても、妊娠、出産、育児というものをこなさなければいけないというようなことから、なかなか、特に病院医として就労していくというのが難しい面がございます。しかし、医師不足、医師の偏在化ということを考えますと、やはり女性医師がどう働き続けられるかが大変大きなテーマになってくるのだらうというふうに思っています。

私も、初当選直後から約十年間、この医師不足問題、また特に女性医師の問題については取り組んでまいりました。

特に小児医療、産科医療の現状を見ますと、女性が小児科医あるいは産科医になるというケース

が多いので、やはり、女性医師が働き続けられる、このところもいろいろな意味で改善してくるというところが期待をされます。当委員会でも何度も取り上げてまいりまして、女性医師バンクへの支援の重要性でも指摘をしたところでございます。

年齢階級別の女性医師の割合を見ますと、年齢が下がるにつれて女性医師の割合は高くなる。特に二十九歳以下が三五・四％となっております。小児科、産科に限らず、他の診療科においても女性医師の割合がふえてくるということが予想されます。

こうした意味で、女性医師の支援の重要性について、まず大臣の御所見を伺いたいと思います。○塩崎国務大臣 今お話がございましたけれども、現在、医師の約五分の一、そしてまた医学生

の約三分の一が女性ということになっておりますけれども、特に女性医師は、今先生から御指摘のように、妊娠、出産などがあつてキャリアを中断せざるを得ない場合があるわけでございます。そして、こうした面にも配慮をしながら、女性医師がまた妊娠、出産からカムバックできるとか、そういうような働き続けやすい環境を整備するということが、御本人にとつても、そしてまた我が国全体にとつても、医師確保という面で大変重要な問題だということを厚労省としてもよく認識をしているわけでございます。

厚労省としては、女性医師バンク、今お話がありましたこの事業や、それから、復職に関する相談窓口に対する財政支援を初め、さまざまな取り組みを進めております。

さらに、去年の八月に、省内に事務次官をヘッドといたします女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会というのをつくりまして、ことしの一月に報告書をまとめていただきました。その中には、職場の理解とか、あるいは保育環境、復職支援、診療体制、勤務体制、いろいろな面での具体的な提言というものを入らせていただいているわけでありまして、今後とも、より一層女性医師が働き続けやすい

環境整備に努め、それによって、いろいろな面で女性があるべきシエアを、ちゃんと責任を担っていただくことで社会全体がうまく回っていくようにお願いできたらなというふうに思っております。

○古屋範委員 今大臣の御認識を伺うことができました。やはり女性医師の活躍の重要性、これに關しては、さまざま取り組みをされているんだろうというふうに思います。

今大臣が触れられましたけれども、女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会というものを設置されて、この一月に報告書が取りまとめられたところということでございます。私も、いろいろこれは拝見をさせていただきまして、

この中でいろいろな調査もされているんですけども、産婦人科医の場合に、やはり、特に二十九歳以下の六八・六％が女性であるというような調査結果も出ております。また、病院に勤務する医師において、短時間正規雇用及び非常勤の占める割合というのが女性の方が男性に比べて多いということも、やはり正規の採用として医師を続けていくことがなかなか女性の方が難しいというような結果も出ております。

また、視点としても、若い世代の仕事や家庭に対する意識が変化をしている、同僚でもある男性医師も育児とさらにかかわる者がいる、男女とも自身の傷病のため通常の仕事を行うことが難しくなる医師もいる、今後、介護が必要な家族を抱える医師もふえることが見込まれており、女性医師が働き続けやすい環境の整備は、男女にかかわらず、全ての医師のこれらのニーズに応えていくことになるんだろう、そのような取り組みがござります。

大臣も女性医師の活躍が非常に重要であるということなんです、これを具体化していくということが早速に求められていると思います。この報告書の中にも、医療機関等における環境整備の進め方として、職場の理解、窓口相談、勤務体制、診療体制、また保育環境、復職支援等に

ついて、それぞれの課題と取り組みの方向性が示されております。

例えば、子育て中の医師が情報交換する場の設置や、院内保育所の柔軟な運営、勤務時間が短い医師の手当、やはりそれを公表する、いろいろな公平感のため工夫が紹介をされております。

この女性医師の活躍について、今後、具体的にどのように進められていくおつもりなのか、それについて伺いたいと思います。

○二川政府参考人 女性医師の働きやすい環境整備についてでございますけれども、これまで厚生労働省におきましては、女性医師の復職に關しての相談窓口を都道府県に設置するとか、あるいは院内保育所の整備、運営につきましての財政支援も行つてきてございます。それからまた、女性医師の就労あつせんといったことで、女性医師バンクの事業もやつてきているところでございます。

そしてまた、御指摘のとおり、この一月にまとめられました女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会、この提言をいただいているところでございます。また、ここにおきましては、現場の課題や取り組みを、好事例を集めるといったことをこの懇談会を通して行つたところでございまして、この好事例につきましては、現在、既に医療機関あるいは都道府県、いろいろな関係団体を通じて広く周知をする、こういった事業を始めています。

それから、平成二十七年年度の新規事業といたしまして、この懇談会の提言も受けて、復職支援から継続した勤務全体をパッケージとして行つていくということ、女性医師支援の先駆的な取り組みを行う医療機関をモデルとして選定して、そこでの取り組みをアピールするような形で進めていく、その機関自身もやつていただくんですけれども、それを厚生労働省としても支援しながらやつていく、それをまた広く、いろいろなところで広がつていくような取り組みとして進めていきたいというような事業をしているところでござい

ます。

こうした施策の実施に当たりまして、こういった懇談会報告書の内容を十分生かしながら、女性医師が働き続けやすい環境整備、具体的な策を努力してまいりたいというふうに考えております。

○古屋範委員 局長は非常にたくさんしつかり取り組んでいるようにおっしゃっているんですけども、十年前に比べますと、あのとき何もなかったことを考えると、確かに少しはやつていらつしゃると思うんですが、院内保育所の整備や女性医師バンク支援についても、本当にまだまだ完備しているとは言えない状況だというふうに思います。

今答弁の中でもおっしゃられていた事業なんです、報告書の内容を具体化したモデルとして、女性医師キャリア支援モデル普及事業を立ち上げられております。本年度予算で約二千万ですね。たつたの二千万。モデル医療機関として二カ所、全国でたつた二カ所をやつていくということ、やらないよりはいいかもしれないんですが、非常に、形だけといいますか中途半端なものではないかという気がしてなりません。

せめて、北海道・東北、あるいは関東そしてまた東京、中部、近畿、四国、九州とか、六プロックごとに一カ所ぐらいはこうした女性キャリア支援モデル医療機関をつくるべきではないかというふうに思います。

近年、女性医師確保対策というのは、全体のシーリングががかり、削減をされていく方向にあると思います。ですので、どこまで本当にこれが成功し効果を上げていくのか、ちょっと疑問を抱くところでございます。

また、これも今答弁で触れられていたんですが、女性医師バンクでございます。

私も議員になりました、こういうものをつくるべきだと提案をいたしまして、平成十八年度から、女性医師の復職、転職支援、女性医師バンクを医師会に委託する形でスタートされています。私もスタート時点で参りました。その途中経過も見

参りました。

最初は、小児科を開業している保坂シゲリ先生という方なんですが、診療を終えて、夜の時間に電話をしたりパソコンをしたり、ほとんどボランティアのような状態でマツチングをやっている。これは余りにひどいんじゃないかということで、これも当委員会でも取り上げて、コーディネーターの拡充、また予算も少し拡充をされて、約十年間、ここに至っているわけであります。

しかし、これが、ことしの一月、総務省からの行政評価というものが出されました。女性医師バンクの就業あっせん状況が、平成十九年度の四百四十二件から平成二十四年度に百七十八件と減少しているということが指摘をされていまして、就業成立も五十三件から三十六件に減少しているということでありまして、女性医師バンクでは、求職者が希望する就業条件に合った医療機関の紹介が十分にできていなかったことがうかがわれると言われております。就業成立一件当たりの単価が大幅に上昇しているということで、この女性医師支援センター事業の見直しを含め、効果的な離職防止、復職支援の方策を検討することということで指摘をされております。

確かに、この数字は数字なんですけれども、医師の転職というのは、普通の、いわゆる一般的な職業に比べて非常に難しいということが言えるのではないかと思うんですね。

それで、こちらは単なるマツチングだけを行っているわけではありません。登録された求職者一人一人に対して、現役の医師である担当のコーディネーターがついて、さまざま、個人の状況に合わせたサポートも行っております。

各地も、開設当初はこれはなかったんですが、地域からの声を聞く、情報伝達、交換の機会場の場として、女性医師支援センター事業ブロック別会議というものを開催しております。また、医学生、研修医等をサポートするための会、女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者、管理者等への講習会など、多角的な支援を行って

おります。私もこの情報交換会には出席をさせていただきまして。各方面の中心的な大学病院などが核となつて、今いろいろな試みをしている。当時から考えれば、非常に大きく進んでいるということが言えるんだらうというふうに思います。

効果的な離職防止、復職支援、これを検討していくというのは非常に重要なんですが、さらにこの女性医師バンクを生かしていく方向で、ぜひ厚労省としても指導、アドバイスをしていただきたいというふうに思っております。

この二つの事業について、方向性を示したいただきたいと思ひます。

○二川政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたとおり、女性医師バンク事業につきましては、従来から、厚生労働省の委託事業という形で、日本医師会において実施をしていただいております。

女性医師支援センター事業全体として行つていただいておりますので、就業あっせんという事業に限らず、そういうブロック別の会議とか、個別の事情に応じたいろいろな研修その他、そういったような事業も含めてやっていただいているといったことで、この取り組みについては大変重要なものというふうに認識をしてございます。

一方で、先生御指摘のとおり、総務省の行政評価におきましては、就業あっせんの件数が、まだ十分実績が上がっていないのではないかと、こういったような御指摘があるのも事実でございます。この点につきまして、女性医師の離職の実態、復職に関するニーズを十分把握していくように、こういった指摘も受けておるわけでございます。

そういった点を受けまして、今年度、もう少しきめ細かく実態の方をよく調査した上で、この女性医師支援センター事業等に生かしていくといった方向で進めてまいりたいと考えてございます。

また、一方で、先ほど御答弁申し上げましたところでございますけれども、この女性医師支援センター事業のこういった取り組みとあわせまして、新たなモデル事業、こちらにつきましても、

ある意味先駆的な事業をしていただくということを選んで進めていくということで、予算上は今年度は二カ所分ということでございますので、二カ所につきましても実施をしてまいりたいと思っております。

こういった事業がうまく進んでいく場合には、さらに一層こういったようなものを拡充していくようなことにつきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 ぜひとも積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、仕事と介護の両立の支援についてお伺いをしてまいりたいと思ひます。

予算委員会でも、認知症対策について質問をいたしました。何せ十分間でしたので、なかなか細かいところまで聞くことができませんでした。介護が必要な家族、あるいは認知症の高齢者を抱えた家族が、仕事とどうやって両立をしようとしたらいいのか、これは本当に大きな課題だと思っております。

厚労省のデータによりますと、働く人のうち、介護をしている人の割合というのが全体で四・五％に上っている、少ない数字ではございません。特に、五十五歳から五十九歳の年齢層では一〇・一％、約一割に上っております。十人に一人が介護をしている。

この年代層になりますと、会社の中でもある程度大きな職責を担っているということですので、もしここが離職しなさいけないとなつた場合には、我が国経済にも大きな影響を及ぼしていくだろうというふうに思います。高齢化がさらに進展をし、団塊の世代が七十五歳にこれから突入をしていく、また、希望者全員、六十五歳まで雇用を企業に義務づける改正高齢者雇用安定法が二〇一三年四月に施行されたことなどからも、働く人が介護を担うということが増加をしていくことが予想をされます。

これは厚労省の委託で行われた調査でございますけれども、介護開始時に仕事をしていた人のう

ち、介護終了時まで一八・四％の方がやめていきます。それから、介護開始当時の勤務先をやめた人について、やめた理由。介護とは関係のない理由が三一・八％と多いんですが、次いで、介護による心身の負担が大きく仕事を続けられなかった、二五・九％。労働時間が長く、介護の時間を割けなかった、一六・三％。上司や同僚に迷惑をかけると思つた、一五・五％というような結果が出ております。

現在、仕事と介護の両立支援ということで、介護休業、また介護休暇、介護のための短時間勤務制度などの取り組みが行われておりますけれども、制度の使い勝手が悪いということから、介護休業取得者は三・二％、介護休暇も二・三％。非常に少いという人が少ないのが現実であります。

また、介護により離職をする、その後の生活の見通しが立たないというふうな非常に大きな問題をばらんでおります。

こうした介護と仕事の両立につきまして、私も、平成二十五年十一月に本委員会での問題を取り上げました。そのときに副大臣から、仕事と介護の両立支援対応モデルを構築して、平成二十六年度予算にその実証実験予算を盛り込んで、両立支援事業の拡充を図るというような答弁をいただいております。本年度六千七百万円の予算がついております。この進捗状況について、まずお伺いします。

○安藤政府参考人 御指摘の仕事と介護の両立支援事業でございますが、平成二十五年年度に介護離職を予防するための両立支援対応モデルを作成いたしました。そして、平成二十六年度には、百社の企業を対象にこのモデルを導入するという実証実験を行ひまして、その結果を踏まえて、企業における仕事と介護の両立支援実践マニュアルを作成したところでございます。

実証実験に参加いたしました企業の従業員に対するアンケート結果では、現在介護をしている、または将来介護の可能性があると見られる従業員が、このモデルの一部でございます仕事と介護の両立

のための社内研修を受講したその後で、介護に直面しても仕事を継続できると思う、その割合が増加したというような成果が見られたところでございます。

今後は、この実践マニュアル普及のために、人事労務担当者を対象にした研修の実施や、広く一般向けにシンポジウムを開催するなどして、これを広めてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 ぜひ次の政策に生かしていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、現行の介護休業制度でございます。

介護の対象者ごとに通算九十三日まで認められておりますけれども、同じ病気で一回のまとめどりでしかない。先ほど申し上げたんですが、使い勝手が非常に悪いということで、なかなか利用する人が少ない状況でございます。

さきの委託調査でも、介護のために連続して休んだ人の四割が、実は介護休暇ではなく年次有給休暇をとっているという結果が出ております。こうした年休、欠勤、遅刻、早退に依存させない、介護休業制度をより取得しやすくしていくということが何より重要であると考えます。

介護経験者の多くが、介護休業制度による長期の休みを利用する選択をとらないものの、一日単位の年休などの、勤務先で付与された休暇を可能な限り使用することで何とか難局に立ち向かおうと頑張っているわけでありまして、こうした欠勤とか遅刻、早退は本来なら行わずにはありませんし、また、極めてこれは特殊な事態だということふうに思います。

特に、介護が必要な中で、非正規雇用者という方が介護のためにやめざるを得ないというような結果も出ております。年休で介護に対応する者が多い正規雇用者に対して、年休を付与されていない非正規雇用者というのは、仕事を休む、欠勤のほかに選択肢がないということで、最終的には仕事をやめしてしまうということにもなりかねないわけでありまして。

具体的に、病气やけが一回まとめどりでしかない現行の介護休業を複数回分割してとることができるようになる、あるいは、年五五日までの介護休暇も細かく半日や時間単位で休める制度にする、このような改正が必要なのだというふうに思います。

最後に、大臣の御所見を伺いたいと思います。○塩崎国務大臣 育児休業・介護休業法で、平成二十一年の改正法の附則の中で、五年後の見直しということになっておりまして、昨年十一月から、今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会というのを開催しております。

この研究会において、委員今御指摘いただきましたけれども、仕事と介護を両立できる環境整備に向けて、介護休業それから介護休暇、このあり方については、今お話がありましたように、分割取得とか時間単位での休暇の取得とか、柔軟な働き方の充実に資するような、そういう育児・介護休業法の見直しの検討を進めておるところでございます。本年夏ごろまでに報告書を取りまとめるといふ予定になっております。

こうした取り組みをしつかりやって、働く人たちが仕事と介護を両立しつつ、就業継続ができる環境整備を進めてまいりたいと思っております。でございます。柔軟性が今まで少し足りなかったというのを私も何となくやはり見ていて、それはそうだろうなと、今の取得率を聞いてもそのとおりでありますので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○古屋(範)委員 地域包括ケアシステムを進めていく上でも、ぜひそれと並行して育児・介護休業法の改正をすべくであるということをお願いして、質問を終わります。

○渡辺委員長 次は、岡本充功君。

○岡本(充)委員 本日は質問の機会を得たわけでありまして、冒頭、本日の委員会立て、きのうの午後、夕刻ですか、委員長が職権で立てられたというふうにお伺いしました。有意義な委

員会運営を、そして公正公平に委員会を進めていただくという立場の委員長ですから、ぜひ、こういう形で職権で委員会を立てていくということではなくて、やはり各会派の合意のもと委員会を立てていただくということが充実した審議につながると思います。

そういう意味で、こうした委員会立てについて、ぜひとも慎んでいただきたい。それは立てざるを得ないときはあるでしょうけれども、さりとて、こういう形で結果として審議が深まらないということになると、私は残念だと思っております。そういう意味で、委員長に一言いただければと思います。

○渡辺委員長 公正公平に進めてまいります。

○岡本(充)委員 公正公平にぜひお願いします。その上で、本日、委員会で皆さんにお配りしようと思つたんですが、テブから起こした紙でありますので、これを大臣にちよつと見ていただきながら質疑を進めたいと思っております。委員長御許可がいただければ、これを大臣にお渡ししたいと思っております。

○渡辺委員長 許可いたします。

○岡本(充)委員 きのうも参議院の委員会でこれは質疑があつたようですが、大臣、同じ話です。そんな大きな差はないはずですが、これはテブで起こしたもので、差が、もしこれが違ふということであれば、おっしゃっていたければと思います。

私は何も言葉尻を捉えてどうこう言っているわけじゃないんですよ。大きな、根本的な考え方として、これは一体どういう趣旨で言われたのか。きのうの参議院でも答弁されてますから、これは誤解だ。それからあと、きのうの本会議でも答弁されたか。それから、我が党の大西議員の質問に対して答弁をされておりますが、理解していただければその内容は正しいんだ、こういう趣旨の答弁をされておられるようなんです。

まず確認をしたいんですけども、この発言の中で私がアンダーラインを引いているところ、い

つの発言が議事録に残さなきゃいけないので、平成二十七年四月二十日の日本経済研究センター会員会社・社長朝食会にての御発言だと聞いております。聞くところによると、議事録のない、しかも、場合によっては、オフレコだったという話も聞かなくもないんですけども、ただ、それが録音されていて、ユーチューブにもアップをされている、こういう状況でありますので、これはあえて聞かせていただくわけでありまして。

この発言の中で、高度プロフェッショナル制度については、希望者だけとなればと御答弁されておりますが、希望者だけということではよろしいんですか。

○塩崎国務大臣 高度プロフェッショナル制度は、年収が平均給与額の三倍を相当程度上回る水準以上の人ということが法律に明記をされるわけでありまして、さらに、これは本人が希望する場合に限つてということで制度を仕組んでいるわけでございますので、そういう意味で、一千万円以上得ている人が全体の働いている人の中の四割ぐらいで、なおかつ、その中の一・五割は役員ですからこれは外れる、そうすると二・五割ぐらい残つて、さらにその中で希望をする人でないというということになれば、なおかつ、専門職であるというか、専門的な技術をお持ちの方になりますから、かなりこれは絞られますねということを申し上げているわけでございます。

○岡本(充)委員 大臣の答弁として、希望者、その希望者というのは自発的の希望者、そういう理解でよろしいですね。

○塩崎国務大臣 法律に「同意を得た」と書いてありまして、同意は、やはり自分の意思で希望をするということではないということだとしたいと思います。

○岡本(充)委員 同意と希望は違うと思います。希望者というのは、基本的に、自発的に希望するんです。自発的に希望するということではよろしいですね。

○塩崎国務大臣 いずれにしても、それは自分の

意思を持っているということですから、同意をしているということとは。

○岡本(充)委員 同意は、相手から提示をされて同意をするんです。希望をするのは、自分から言うんです。自発的か、同意をするか、これは違うんです。

○塩崎国務大臣 それは最終的に、同意をするというのには、お互いに話し合いをするわけで、御存じのように、これは労使委員会で話し合つて決める、五分の四でいろいろな条件を決めていくわけでありまして、そういう意味で、これは、同意をするという意味で、本人もそれから会社もそういうふうに見込んでいてという場合に成り立つということだと思つております。

○岡本(充)委員 大臣、同意と希望は違ふと今説明した、そこだけ答えてほしいんです。

私は思うんですけれども、不正確なことを言つてみえるから、いや、これは不正確だったと撤回された方が本当にいいと思いますよ。不正確ですから、そういう意味で。

もし撤回されないのなら、希望と同意は明らかに違ふ、それは、大臣、お認めいただいた方がいいですよ。自分から言つたつて、それは確かに最後は同意ですよ。でも、希望というのは、相手から言われて希望することはないんです。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げますけれども、本人が希望しなければ同意はないと思うんです。単に希望ということと同意とは違ふじゃないかという意味ではそれは少し違ふと思いますけれども、これは、御存じのように、職務記述書というのによつて、合意に基づいて職務が明確に定められるわけでありまして、この合意は、本人がこれでいいかという希望するものを持っていない限りは、やはり合意はしないだろうというふうに思います。

○岡本(充)委員 大臣、同意をするのは、最終的に同意に至ることがあつても、最初が希望からスタートするのか相手から提示されるのかで話は違ふんですよ。だから、希望者だけという話じゃないんです、これは。

いんです、これは。

だから、やはり正確じゃないですよ。そこは認められた方がいい。正確じゃないと今言われた、だから、これは撤回すると言われた方が潔いと思ひますよ。その方が、私、老婆心ながら、後々の審議のためにもいいと思う。だから私はそのように提案をさせていただくんです。

もう一度、どうしても強弁されるなら、希望と同意が明らかに違ふということ、今指摘をしたことに對して、明確な御答弁を求めたいと思ひます。

○渡辺委員長 塩崎厚生労働大臣。(発言する者あり)

では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 いろいろなケースがあると思うんです。おっしゃる通りに、両方から話があつて最終的には合意に至るわけであつて、基本的には、総理も何度も言つていますけれども、本人が希望する場合ということは何度も言つてきました。我々としても、これは、合意に基づく職務記述書というのを書くわけでありまして、そのところろは、希望しなければ合意には至らないだろうということと言つていまして、単純に、今お話をしているように、同意に至るといふのと希望とは違ふんじゃないかという意味において、国語の意味に合意は合意だといふふうに思ひます。

○岡本(充)委員 正確じゃなかったんですから。国語の意味と言ふけれども、これは法律なんですから。

やはり、議事録がない話だから、正確性を欠いていたから撤回しますと言われたら、もうこんな話は終わるんですよ。

大臣、そこまでこれはこだわらなきゃいけない話ですか。撤回されたらどうですか。

も、こういうものがなぜ出てくるのか私には全く理解できないので。事務局は、記録も録音もありませんという話だったので、これが本物かどうかというのはわからぬわけですよ。

したがつて、正確性……(発言する者あり) 静かにしていただけますか。静かにしてください。

○塩崎国務大臣 オフレコですから、これは。オフレコ講演ですから。

それで、正確性をもつと持つべきだったということにおいては、法律用語を使つてやるといふのが多分一番正しいので、そういう面では岡本先生のおっしゃることはそのとおりだと私は思ひます。が、しかし、何度も申し上げているように、この働き方の多様化を導入しようというときに、本人が希望する場合ということとは、何度も総理も言つてきたことでもありますから、そういう意味で私は申し上げていまして。

委員会質疑でこういうことであれば、希望じゃなくて、法律によると同意だということであれば、それはそのとおりだと思ひます。しかし、オフレコでやつた講演で、紙も何もなしにしゃべつていることを、このような形で追及を受けるというの、もいかがなものかな、それが決定的に何か、公序良俗に反するようなことを言つていれば別ですけども。

ですから、おっしゃる通りに、正確性をもつと期せということであれば、今後はそうしたいと思ひます。

○岡本(充)委員 だから、今回のこの発言は……(発言する者あり)

○渡辺委員長 静粛に。

○岡本(充)委員 オフレコとはいへ、既に世の中に出回つちやつたんです。それは不幸な話だと思ひます、正直。大臣の立場に立てば、僕は民主党ですけれども、そんなくすると、いや、本当にどうしてこんなのが出ちやつたんだろうと思つていると思ひます。それは私も理解します。ただ、出てしまつた以上は、この発言はやはりちよつと問題があつたので、これについては撤回をしますと

言われた方が後の話が随分楽なのに、何でここにこだわるのか、私、わからないんですよ。

ですから、もうこの話は、正確性を欠いていたので撤回させていただきます、そう言つていただけないか。

○塩崎国務大臣 朝食会で講演をするときに、条文を持つて、これをかざしながら講演をやつていゐるわけでは全くないんですよ。

それで、総理はどう言つていゐるかという、そういう働き方を希望する働き手のニーズに応えるためということでのこの制度を導入しているの、そういう意味で申し上げているので、わかりやすさを優先してこういうことを言つていゐる。

どのくらいの人数なのかというイメージを皆さんはわかつていないから、まるで、残業代ゼロ法案だと言つて、みんなが残業代ゼロになつちゃうんじゃないかみたいなイメージにとられていゐるから、実は、一千万円以上もらつていゐる方々というのは四割ぐらいしかなくて、その中の役員を除いたら一・五%なくなつて二・五残つて、その中で、正確に言えば同意をする人ですから、それは同意をしない人がいゐるだろうし、希望もしない人もいゐるだろうから、そんなにはたくさんいい話なんですよということを知りやすかつたつもりなんです。

ですから、それを撤回するとかなんとかいうような話では私はない。こゝで言つたことならば、もちろん、先生の言つたことを、どうするかというの、それはちゃんと考えなきゃいけないと思ひますけれども、過去の、オフレコでしゃべつて、なおかつわかりやすく理解してもらおうと思つたことについて撤回をせよというの、ちよつといかがなものかな。

それは、では、総理がずっと今まで、本人が希望する場合というふうなことを言つてきた、これも撤回しろということになつてしまひますので、そこところは少し幅を見て考えていただいたらいと思ひます。

○岡本(充)委員 その総理の発言は、いつの発言

ですか。

○塩崎国務大臣 これは、例えば閣議決定されている日本再興戦略の中でも、「時間ではなく、成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、こうなっています。」

○岡本(充)委員 総理が発言されたのはいつですか。

○塩崎国務大臣 いろいろなお手紙やおっしゃっているのは、今、手元にはございません。

○岡本(充)委員 恐らく、それは閣議決定する前だと思いますよ、法案を。

まあ、一度調べていただきたいと思います。それでまた御報告を求めます。結局通告できなかったで調べるのができなかったんだらうと思ひますので、それはぜひお調べをいただきたいと思ひます。

繰り返しになりますけれども、では、この発言、大臣、正確性を欠いていたから撤回するという言葉は、撤回できないと言われるのであれば、適切な表現を使っていない発言だった、そこは認められますね。

○塩崎国務大臣 法律では同意と書いてありますが希望される方のことですよというふうに言っておけばよかったかなというふうに思ひます。

○岡本(充)委員 そこまでこだわられる理由がわかりません。

もう一つ聞きたいんですけれども……(発言する者あり) いや、続きを聞いていかなきゃいけないので。不適切だったという話になればこれで終わるんですよ、ほかの質問に移るんですけれども、これを聞いていかなきゃいけない。本当に残念な話です。貴重な委員会の時間で、この話だけじゃないんですけれども、しかし、どうしてもこの御発言にこだわられるというのであれば、聞いていかざるを得ない。

そもそも、この文章、しゃべられているうちに、いろいろ言われていますけれども、主語は一体誰なんだらうと。話題となっている、我々としては

小さく産んで大きく育てるという発想、この我々としては我々は、厚生労働省ですね。としては小さく産んで大きく育てるという発想を変えてと書いています。その発想をこれまで持っていたのは厚生労働省、こういうことでよろしいんですか。

○塩崎国務大臣 全く違っていて、私は、きのうも何度も申し上げましたけれども、言った本人が中におられるかも知れない中で講演をしないといけないかったわけですから、少しえんきよく、遠回しに、礼儀を余り失しないぐらいに、ちよつと言わなきゃいけないことは言わないといかぬなと思つて、このことを私は申し上げました。

ですから、石橋議員から最初に、講演をやつた次の次の日に委員会でも参議院で聞かれたときにも、小さく産んで大きく育てると言いましたかと言うから、一切そういうことは言っていないと思ひました。

その趣旨は、今の御質問……(発言する者あり) 静かにしていただけますか。

○渡辺委員 長 やじに答えなくてください。

○塩崎国務大臣 我々としては言っているのは、ですから、きのうも何度も申し上げて、議事録を読んでいただいていたわかつていると思ひけれども、その上で聞いているんだらうと思ひますが、小さく産んで大きく育てるというのは経済界の人たちの一部が言っていたことなので、こういう考え方は変えてもらつて、そして、いただいたものは必ずしも正確に起こしていないと思ひますけれども、一番最後のところに、とりあえず通すことだと言つて、合意をしてくれるとありがたい、大変ありがたいと言っているけれども、これは、応援してもらえとありがたいなんです。

実はこれは、だから、もう黙つて、我々が審議をお願いしているものがベストだと思つて出しているのだから、はっきり言えば、余計なことを言わないで、これで通してください、こういうことを申し上げたかったので、目の前にいる人たちは多少やわらかく表現をしたつもりで、このよ

うな表現になったということでありま

○岡本(充)委員 それは大臣、二段落目なんです

よ。最初の丸までのところは、文章の主語は、どう考えても、我々としては小さく産んで大きく育てるという発想を変えて、その次が、時間法制ではかからない、労働時間法制はかからないけど、健康時間ということで別の論理で健康はちゃんと守つて、だげどむしろクリエーティビティーを重んじる働き方をやってもらうということで、まあ、とりあえず入っていくのと。入っていくのは誰かといつたら、厚生労働省ですよ、政府ですよ。そういう意味では、ここまでずっと主語は厚生労働省なんです、この話し方は。いや、そうですね。

大臣が言われたのは、この二パラ目ですから。だから、この話は、大臣はそう言われるけれども、小さく産んで大きく育てるといふ発想を変えてと言っている主語は、厚生労働省ですよ。だから、これはおかしいと言っている。

さらにもう一つ、線を引いている、クリエーティビティーを重んじる働き方をやってもらうと書いてあるけれども、これは別にクリエーティビティーを重んじる働き方じゃないですよ。成果と時間が連動しない、成果の考え方はクオンティティだと言つた。それはもう確認したんですよ、ここで。それにもかかわらず、クオリティだと言っている。だから、これはやはり発言がおかしいですね。

いやいや、もう今、アンダーラインのところに移っているんです。

○塩崎国務大臣 アンダーラインというのは、この黄色いマーカーのことですか。(岡本(充)委員 はい、そうです」と呼ぶ)

クリエーティビティーを重んじる働き方というのは、これは、職務の範囲が明確で高度な職務能力を有する労働者を対象にするということ、何

度も日本再興戦略の中を含めて言つてきていることでもあります。

この高度な職務能力を有するということは、他の方々と少しはやりレベルの違う能力をお持ちの方がそういうクリエーティブな仕事をされるか

ら、他の方々と違つて、それを成果として、時間じゃなくて成果で評価をしていただけるような新しい働き方をつくつたらどうですかというのが再興戦略の提案だというふうに思ひますし、今回御審議をいただくこの法律も、そういうことで組み立てられているというふうに思ひます。

○岡本(充)委員 時間と成果が連動しないという整理だつたですよ、高度プロフェッショナルの法律を出すときの話。大臣と成果の話は大分したと思ひます、覚えてみえると思ひますけれども、そのときに、定量的かつ客観的にはかるもの、この答弁されている。にもかかわらず、ここで話しているのは、またクリエーティビティーな働き方での高度プロフェッショナルが始まるという話になつています。そうじゃなくて、しつかり量と客観性がある仕事であるということではなければこの制度は適用されないとここで答弁されているじゃないですか。

ということでは、この話も、先ほどの希望と同意の、言葉の違いだと言ひかもしれませんが、けれども、正確性を欠いている、これはお認めいただけます。

○塩崎国務大臣 朝食会では法案審議をやっているわけじゃないので、どういふ働き方をイメージして今回の法律の御審議をお願いしているのかというのを、わかりやすくお話をしたつもりでございます。

したがつて、成果で評価をする、時間を長くかければよいというわけではなくて、成果を出していただくということ、成果を出すということは、やはり、なかなか普通の働き方では出てこないような力を持った方が頑張つていただけるようなもの、もちろん、その成果というものをどう評価するかというのは、もう理事会にも紙を提出させていただくけれども、そういう定量的なものをこの職務記述書に合意を得て書き込むわけですね。

そこで出てくる成果というのは、クリエーティブなものでなければそれは一般の働き方をする方

と同じですから、それじゃ余り意味がないので、やはり他の方々と違うことをやる人たちで、だからこそ高い報酬を得られる人たちですね。

ね。そういう意味では、私は、こういう発言でも、やはり大臣ですから正確な発言をしてもらわないことには困るということ。やはり、聞いている側だつて、大臣の発言だと思って聞いていますからね。結局、国会に行つて、あれは正確性を欠いていた部分があつたという話になつたんじゃないか、かわいそうだと思いますよ、早朝から来られている方。ということを経後に指摘して、質問を終わります。

ます。九ページ。それで、私も、ああ、よく行かれたなと思ひまして、二時間、昼食をとつて話をされたということですから、大臣が話をされたんですから、当然議事録があると思います。それで、議事録を出してくださいと言つたら、議事録がありませんと。

やはり一番多かったし、それから、私のホームページにも書いてあるように、年金の問題、つまり社会保障全般の問題ももちろんありましたし、そのときは、たまたまイギリスで王女が誕生したというふうなことでそういう話もしましたし、もうあらゆる話をしたわけでございます。

○岡本(充)委員 金融商品のディーリング業務、これがクリエーティブな仕事という話なのかどうか。私は定義が違ふと思いますよ。それは、能力は高いという意味では認めますよ。そういう意味で、いわゆる価値、量ではかれない価値がやはりクリエーティブなものだという言葉の意味だと私は思います。

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、こういう職権という形で委員会が立てられ、お経読みがされようとしていることに、まず抗議をさせていただきます。早速質問させていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 金融商品のディーリング業務、これがクリエーティブな仕事という話なのかどうか。私は定義が違ふと思いますよ。それは、能力は高いという意味では認めますよ。そういう意味で、いわゆる価値、量ではかれない価値がやはりクリエーティブなものだという言葉の意味だと私は思います。

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、こういう職権という形で委員会が立てられ、お経読みがされようとしていることに、まず抗議をさせていただきます。早速質問させていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

○塩崎国務大臣 新しい働き方はどういうものなのかというイメージをつかんでいただくためにお話をしているので、正確性を欠いていたとは全く私には思いませんし……(発言する者あり)

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

○渡辺委員長 静粛に。

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

○塩崎国務大臣 再興戦略に書いてあることをそのまま、私はちよつと違う言葉で申し上げただけの話でありますので、撤回するとか何とかいうことは全く考えておりません。

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 最後に指摘だけしておきますけれども、この発言、かなり「まあ」という言葉を使つていて、全部で六回、この短い間にしゃべつてゐる。まああれでとか、まあとりあえずとか、まあ、まあと言つてゐるんですけれども、まあこれと言つてゐるんですが、「まあ」という言葉がどういう意味なのか。自分がしゃべつてゐることに自信がなかったり、もしくは埋める言葉が見つかからないときに出てくる言葉なんですけれども

○山井委員 二十五分間質問をさせていただきますが、きょうの配付資料にもありますが、五月四日、ドイツに塩崎大臣、行かれました。

「概要 連邦議会労働・社会委員会のバルトケ議員と会談し、日本とドイツの労働政策や社会保障政策について、幅広く意見交換を行いました。」いや、そうじゃないんですよ。中身の議論を教えてくださいと。公務で行かれてはいるわけですからね。どんな議論をされたんですか。

は、私のホームページに書いてあるのは、当時の労働・社会大臣であつたバルトケ議員と書きましたが、これは完全に間違ひでございます。大変失礼しました。彼が連邦議員になつたのは二〇一三年、おととしでございます。彼は州のレベルの職員をやつていて、その州政府の大臣室にいたというのがこのハルツ改革があつた時期でありましたので、おわびをして訂正をしたいというふうに思います。

えていただいたメニューであつて、むしろ我々は、失業給付の期間を短くする、額も減らす、そういうようなことをよくSPDのような、労働組合をバックにされる政権ができたな、やはりシュレーダーさんというのはすごい人だなというふうに私は思つて、感銘を受けたのを覚えているわけであります。

それで、たくさんのお話をした中で、ごく一部であります、ハルツ改革というのは、シュレーダーさんはすごい人ですね、私も尊敬する政治家の一人ですということでお話をしたわけでありまして、本当は今の労働・社会大臣にお会いをする予定だったんですが、残念ながら、キャンセルになつてしまひまして、お会いできなかったのが、大変残念だったわけであります。

そういうことで、いろいろなお話をしました中で、ハルツ改革も、一部でありましたが、お話をしたところでございます。

○山井委員 この議事録、あるはずで。大臣が公式に訪問して、議事録がないなんてことはあり得ませんから。これは理事会に提示してください。委員長に要求します。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○山井委員 それでは、もう一点に移ります。

今回、一つ、私たちが審議に依じられないと言つてゐる大きな理由は、厚生労働省の担当者が派遣法を早期に成立させないと大量の失業者が出るという虚偽のペーパーを国会議員にばらまいた、こういう大事件が起つてゐるわけです。その実物はここにあります。

塩崎大臣、この虚偽のペーパー、「予想される問題」一〇・一問題「大量の派遣労働者が失業」、このペーパーは厚生労働省の公式なペーパーですか。

○塩崎国務大臣 これは、何度ももう御説明申し上げておりますけれども、担当課が法案説明などで議員に呼ばれたときに、その際に、施行日のことについて聞かれる場合に適宜使つていた補足資料として作成されたものだという事で、当時の

厚生労働省の、これは去年の冬ぐらいたろうというふうに思いますが、厚生労働省の公式な見解ではなく、担当課が説明に回るときに、必要な場合に使つていたペーパーだというふうに理解をしておるところでございます。

○山井委員 公式な見解じゃないペーパーをどうして配つてゐるんですか。

では、大量の派遣労働者が失業するというこれは、厚生労働省の見解じゃないんですか。

厚生労働省の見解ではない、この法案が早期に成立しなかつたら派遣労働者が大量に失業する、そういう厚生労働省の見解でもないペーパーを担当職員が国会議員に配つて施行日の説明をして、許されるんですか。この大量の派遣労働者が失業するというのも厚生労働省の見解じゃないんですか。

○塩崎国務大臣 山井先生も与党であつたときがあつたはずでありまして、役人の人たちがどういふふうな資料を準備して説明に回つて、まあ、使う場合もあれば使われない場合もある、各種資料を複数枚持ちながら回るといふことがしばしばだと思います。

その際に、さつき申し上げたように、施行期日の問題が出たときに説明として使つていたというのがこのペーパーのようでありまして、私が初めて知つたのは、二月の二十三日に足立議員が資料としてお出しになつたんですね。そのときに私は初めて、ああ、こういうものがあつたんだということを知つて、それで、御指摘のように、内容が不正確だったり不適切だったりするものがあるもので、私は、これはおかしいじゃないかということに指摘いたしました。それ以降は、ですから、配付をしていないというふうに私は理解をしております。

担当にも聞いていますけれども、このときに初めて表に出てきたわけでありまして、我々としても、これは不適切だということの使用を止めたことになつたことではあります、そこからまた二カ月近くたつたときに、四月の十六日に民主党の部門会議において厳しい御指摘をいただいたとい

うふうに聞いておりました、その後、四月の二十三日、四月の二十八日、民主党の部門会議で大変厳しく糾弾をされたというふうに聞いておるところでございます。

それで、四月の二十三日には、今度は参議院で共産党の小池先生がやはりこれをお使いになつたということでありまして、その後、四月の二十八日に、今度は民主党の部門会議で津田議員から、正式な厚生労働省の見解を紙にして出せというふうに入れたらいいというふうなペーパーをお出ししているということになってゐるわけです。

私としては、これについて知らなかつた局長、部長、それから本人の課長には厳重注意をして、今後こういうことが一切ないようにしてもらわなと困るということとは厳しく指摘をしておつたところでございます。

○山井委員 ということは、部長と局長は知らなかつたということでは、派遣法の担当課長が独断でこのペーパー、つまり、大量の派遣労働者が失業するという虚偽のペーパーを課長が独断でつくつて国会議員に配付したと。

そんなことが許されていいんですか。うそのペーパーじゃないですか。

これは、塩崎大臣、担当課長がいつつくつて、どの議員に配付したのか、そして、今、これが間違ひだ、不適切だつたと認められましたが、ということであれば、また先の議員にこのペーパーはうそでしたということとちゃんと説明してゐるんですか。

○塩崎国務大臣 先生、少し極端過ぎるので、これが全部うそだとか、そんなことを言つても余り意味がないと思ふんです。私が申し上げてゐるように……（山井委員「結論がうそじゃないか」と呼ぶ）御発言のときは手を挙げてお願ひします。

今申し上げてゐるように、やはり不適切な表現があるということは私でも指摘をしてゐるわけでありまして、そこが全部うそだとかなんとか言ふんじやなくて、だからこそ、この下になつてい

るわけで、これを御比較いただければ、どこが不適切だつたかは一目瞭然だと思ひます。

したがつて、繰り返し申し上げますけれども、不正確だったり不適切だつたりするところがあるし、誤解を招くようなところもある、これを直せということを言つたわけでありまして、直す前に、もう使わなかつたわけですが、どうしても出せということで民主党の部門会議で御指摘もあり、また共産党からも委員会で取り上げられたので、それでこういうような形で直して、本来、施行期日について説明をするならば、やはりこういう形の、先生が配りいただいている下のバージョンで配りをして説明をすべきだつたというふうに反省をしてゐるところでございます。それはもう率直に反省をしてゐるところでございます。

そういうことで、私が知らない限りでありまして、多分、先生方も、与党の先生方も見たことのないというペーパーだつたので、適宜、使えるときに使つた、使うべきときに使つた、そういうことでありましたが、それについて、我々が見ていなかったということは問題だということ、厳重注意をした、こういうことでございますので、御理解を賜ればありがたいというふうに思ひます。

○山井委員 厚生労働省のペーパーというのはそんなに軽いものじゃないですよ。このペーパーを見たら、大量の派遣労働者が失業するというペーパーを見たら、この法案を通さないとだめだと普通思ふじゃないですか、そんなもの。これは大変な虚偽ペーパーですよ。そんなうそのペーパーを担当課長が配つて国会議員にうその説明をする、これが許されるんですか。私は、これは法案審議の前提が崩れたと思ひます、施行日の説明のペーパーがうそだつたわけですから。

それに、違法派遣だつたら十月からみなし雇用が発動するということですが、違法派遣だつたら、みなし雇用を発動するのは当たり前じゃないですか、そういう法律になつてゐるわけ

ですから。違法派遣を取り締まるのが厚生労働省の仕事じゃないんですか。それを、このまゝいつたら違法派遣になるから法改正させてください。ブラック企業を合法化させる、何で担当課長がブラック企業の言い分を代弁して回っているんですか。おかしいじゃないですか。

塩崎大臣 この派遣法の改正法案、二回廃案になっていますが、九月一日に施行するという説明のためにそのペーパーを担当課長が配った、このことは大問題ですよ。

塩崎大臣、改めて言います。派遣の労働者が失業する、これが厚生労働省の公式見解なんです、違ふんですか。違ふんだったら、うそのペーパーを配ったということですよ。

○塩崎國務大臣 繰り返し申し上げますが、これは、担当課において、施行日の補足資料として作成されたものであり、厚生労働省の公式見解ではございません。

ただ、不適切な表現が、先生今御指摘のようなことがあったので、これはおかしいじゃないかということを、私が知ったのは二月でありましたが、足立先生の御質問のときに初めて知りましたので、そこからは使っていないかたんです。ですから、この与党の皆さんも見たこともないペーパーで、説明に必要なば使ったことがあったというぐらいのことです。

ただ、先生に今御指摘をいただいたように、これは誤解を招いていますから、したがって、この下の、本来あるべき姿のものに直して、これは衆参の厚生労働委員会のメンバーには全員お配りをさせていただいております。

○山井委員 これは、二枚の比較をしてもらったから、何が違うか。もともとの課長ペーパーでは、「訴訟が乱発するおそれ」となっているんです。こっちは乱発というのがなくなっているんです。訴訟のおそれになつては、さらに、「派遣事業者に大打撃」とか、「派遣先は迅速に必要な人材を確保できず、経営上の支障が生じる」とか、二十六業務、全体の四二%、約五十万人の派遣の

受け入れをやめる可能性がある、これもなくなっているわけですよ。ということは、このペーパーの結論はうそということじゃないですか。

このペーパーを使って与党の法案審査をやっているわけですよ。塩崎大臣、このペーパーをどこに配って、いつ作成して、どういう理由で配ったか、その経緯を全部書面で理事会に提出してください。そうしないと、今も塩崎大臣が認めたように、不適切な、丁寧に言えば不適切、直接言えばうそのペーパーですよ。大量の失業者が生じるというそのペーパーを配って法案審査をした、こんな法案、審査できるはずがないじゃないですか。しっかりと、そして責任の所在を明確にしてください。担当課長が、うそのペーパーを配って、大量の派遣労働者が失業するとうそのペーパーを配ることは、大臣、許されることなんですか、こんなことは。

○塩崎國務大臣 先ほど申し上げたように、これは、うそではなくて、不適切な表現が幾つかあって、こういうことは、使ってもらっては困るということを私が指摘いたしました。

したがって、誤解があつてはいけないと思つて、お配りの下半分のものをつくり直して、つまり、法案審査をお願いする厚生労働委員会の先生方にはまず全員にお配りをしましたが、もとの、課長が適宜つくつて必要ときだけに配っていたものについて、大量に配ったわけでもなく、与党の先生方も見たことがある人はほとんどいないという程度のごさいます。それがたまたま野党の足立先生が資料としてお使いになつて、それは多分、説明を受けた際に使われたものとしてお使いになつていらっしゃるというふうなところでございます。

したがって、何度も申し上げますけれども、この当初のペーパーについては、大変申しわけない限りであるからこそ、この下半分のようなものに、実は使つてはいなかつたんですけれども、あえて、つくれ、つくり直せという御指導、御指摘がありましたので、四月につくり直した、こういうこと

でございますので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○山井委員 今、塩崎大臣は使っていないかつたとおっしゃいますが、私はかなり多くの議員から、このペーパーで説明を受けたという話も聞きました。だから、誰に説明に行ったのか、何枚使ったのか、いつつくつたのか、しっかりと説明してください。

さらに、今回の改正案、九月一日施行ですよ。今五月ですよ。どう考えたつて早過ぎるじゃないですか。その理由を、大量の派遣労働者が十月までに失業するからということ説得した。ところが、そのペーパーはうそだった、不適切だったということは、九月一日に施行する根拠のペーパーが不適切でうそだったということは、その根拠が崩れたじゃないですか。ということは、もう一回この法案審査は、し直さないとだめですよ。

ですから、塩崎大臣、九月一日施行という根拠が崩れたわけですから、もう一回法案審査をゼロから、与党審査をやり直すべきだと思います。塩崎大臣、いかがですか。

○塩崎國務大臣 何度も申し上げたように、これは大量に配ったわけではないということ、ですから、与党の先生方も余り知らないということ、もし見たことがある人がいたら手を挙げていただきたいぐらいであります。

そこで、もともと、いわゆる二十六業務に該当するか否かで派遣期間の取り扱いが大きく変わる期間制限の問題点については、民主党政権下の平成二十四年の改正法案の成立時に与野党で共有をされていて、わかりやすい制度とするように検討すべき旨の附帯決議があつたわけでありまして。

それに従つて今回は法律を改正させていただいて、現行制度のもとでの労働契約申し込みなしに制度が施行された際に生じる派遣先のリスクとか、それに伴い派遣の受け入れをやめる可能性など、経済界の実際の声を聞いた上で、それを踏まえて、この改正案をなるべく早期に国会で御審議いただくことが必要であるということを説明する

ために補足的に作成し、また、一部使用をされていた。

表現はともかく、何しろ不適切なものがあつたことは、先ほど来、繰り返し認め、なおかつおわびを申し上げているわけでありまして、これについては、私どもとしては、反省を深くしているところでございます。

○山井委員 だから、何枚、誰に配られて、どういう使い方をしたのかということを理事会に報告してください。それが審議の前提です。

さらに、ここに「経済界等の懸念」と書いてあるんですよ。ところが、聞いてみると、配付資料の六ページにあるように、では、労働界はこの一〇・一問題についてどう思っているのかといったら、何と、厚労省は「労働界の認識については、承知していません」と。実際、労働界に聞いてみたら、一〇・一問題は、違法派遣のところがみな雇用を發動されるのは当たり前じゃないですかと労働界は言っているわけじゃないですか。

労使の調整をやるべき担当課長がなぜ経済界の言い分のペーパーを、それも虚偽のペーパーを配つて与党の法案審査をしているんですか。それによつて与党の法案審査が終わつた法案というのには欠陥があるわけじゃないですか。はつきり言つて、この中でもらつていてる人を私は聞いていますよ、何人も。

○渡辺委員長 山井君、申し合わせの時間が過ぎていますので、質疑はやめてください。御協力をお願いいたします。

○山井委員 はつきり言いますが、与党の皆さんもこれはばかにされているんですよ。間違つたペーパーを配られているんですよ。大体、与党の皆さんも、大量の派遣労働者が失業というペーパーを見て、変なペーパーだと思わないとだめですよ、こんなものは。

そういう意味では、私は、与野党を超えて、これは国会議員に対する大変な行為であると思ひます。私たちは厚生労働省を信頼しています。信用していただきます。だから真剣に向かい合つてい

す。ところが、担当課長が不適切なペーパー、はっきり言つてその内容のペーパーを配つて法案の根回しをする、そんなことは、国会の歴史上、私は前代未聞だと思ひます。法案の審議が始まる前に、このことに關してはきつちりと決着をつけていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、中島克仁君。

○中島委員 民主党の中島克仁です。

本日の委員会ににつきまして、先ほど我が党の議員からもございましたように、職権での委員会立て、大変問題があるなというふうに思ひますし、まずもつて抗議をさせていただきますと思ひます。

そして、先ほどから、昨日衆議院の本会議に上程をされた労働者派遣法、この件についても、一月の厚労省担当課長の物扱い発言から、さまざまな、昨年の条文ミス、そして残業代ゼロ法案に至っては、先ほど質問がございましたように、オフレコとはいへ、多くの方々の目に触れることに對して余りにも軽はずみな言動が続いておるなというふうに思ひますし、やはり働く人の立場に立つて厚労省、大臣もいてもらわなければいけない中で、私は、前回、前々回、引き続いて介護報酬の件をずっと質問させていただいてきたわけであり

ます。

介護報酬のマイナス改定で、地域に根差した介護事業所は本当になくなってしまふんじゃないか、そして一方では、処遇改善を大きな声でアピールいたしますが、一体どのくらいの介護従事者の方々が処遇改善されるのか全くわからない。

そのようなことの中で、私がなぜそこにこだわるかということ、前回、最後の質疑のときにお話をさせていただきました。

そう思う一つの理由が、平成二十四年の十一月に始まったキャリア段位制度、私、この経緯が大変問題があるというふうに思ひますし、今後のあり方そのものに疑念を感じざるを得ないということとを申し上げました。

きょうは引き続きその件について御質問させていただきますわけですが、このキャリア段位制度は、平成二十二年に新成長戦略、実践キャリア・アップ制度の一つとして計画され、閣議決定されたキャリア段位制度です。平成二十四年の十一月から始まって、本年の四月から厚生労働省に移管をされたわけです。

大臣に改めてお尋ねいたしますが、このキャリア段位制度の目的、そして今後何を目標にするのか、端的にお答えください。

○塩崎国務大臣 もともとこれは内閣府でやっていたものでございまして、介護事業所とか施設に勤務をする介護職員の実践的な職業能力を評価、認定するという仕組みを構築することで、専門的な人材を育成そしてまた確保して介護人材に厚みを持たそう、こういうことで考えられたというふうに理解をしておりますのでございします。

○中島委員 では、端的に。

今回、処遇改善加算がされましたが、このキャリア段位制度を、キャリアアップ、技能の見える化をして、最終的に介護従事者の処遇改善、職員の確保につなげるということではよろしいでしょうか。

○塩崎国務大臣 キャリア段位制度の導入について、これを研修に関する要件としておるんじゃないかという御質問かというふうに思ひますが、これは取り組みの一例として例示をしておりますのでございまして、いわゆる職場環境等要件という中の「資質の向上」という項目の中で、「研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動」というのが例示として書いてございします。

これを、キャリア段位への取り組みを行わなければ加算を算定できないものとかいうことでは全

くございませんで、各介護事業所は、その実情に応じて要件を満たすための取り組みを実施していただければと思うわけでございまして、今申し上げたように、研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動ですから、研修を何らかの形でやっていたければ、それはそれで、リンクをし

ていけば、資質の向上という意味で、職場環境を改善しているなということになるというふうに理解をしております。

○中島委員 だから、結果的に処遇改善、人材確保につながるものと。

前回の質疑の中でも、大臣は答弁で、本制度については、キャリアアップの仕組みとして国家的にこれを運用し、そしてまた事業所における処遇改善にもつなげていくとはつきりおっしゃっているわけですよ。だとすれば、この二年半の間にこれがどう処遇改善、人材確保につながっているのか。

改めてお尋ねしておきますが、今後進めていくに当たって、今後の目標はどう設定されるおつもりなのか。これは前回も質疑で申し上げましたが、資料の一枚目にも出ております、当初の目標は、二〇二〇年までに十三万人程度、創設後三年、この三月までに二万人程度という目標を立てておられるわけですが、今後、この制度、厚生労働省に移管をされて継続されていくに当たって、どのような目標を立てられているのか、お尋ねします。

○塩崎国務大臣 これは今まで、三月末までですが、内閣府でやってきたわけで、今お話が出ました各年度二万人程度の認定者の育成を目指すというものが、内閣府において取り組んできた二十四年度から二十六年度まで、四、五、六と三年の累計でアセッサを七千八百七十七人養成ということとで、大分目標とは違うということになっているわけでありまして。

この年度から厚生労働省で引き受けることになったわけでありまして、これについては、目標についてもまだこれから検討するということとでございします。

○中島委員 いや、目標がないというのはやはりおかしいと思うんですよ。

だって、認定の前提となる、先ほどお答えになりましたが、評価者七千八百人になったとおっしゃいました。当初の目標は、認定者約二万人で

す。それが、三月現在のところでは四百二十八人。制度創設以来、毎年一億五千万ぐらいの補助金が出されているわけです。この目標が全くクリアされていない。そして、今回、厚生労働省に移管をされた。

多額の補助金が支払われて、さらには、これは平成二十四年の評価レビューにおいて一旦廃止という評価が出ていたにもかかわらず、それが復活された理由が、既存の資格制度との明確化、これは介護福祉士ということになると思ひますが、もう一つが目標設定、二〇二〇年までに十三万人、そして初年度から三年度の間に二万人という目標を立てて復活したわけですが。

大臣にお尋ねをいたしますが、では、この目標設定ができなかった、この責任は、そもそもその目標が高過ぎたということなのか、それとも、この事業を委託されたシルバーサービス振興会、こちらに問題があったのか、どのような認識をされておられるんでしょうか。

○塩崎国務大臣 内閣府がやってきた、他の役所がやってきたこととありますので、余り他の役所のやってきたことについて軽々な評価をしてはいけないというふうに思ひますが、いささか目標が過大であったような感じは否めないというふうに思っております。

それはやはり、政府主導でやってきたものでありますので、これを請け負っているのがシルバーサービス振興会ということとありますから、これは政府がしっかりとしなければいけないということだというふうに思ひます。

今、先生、補助金の話が出ておりましたけれども、内閣府時代、これは二十六年度、この三月末まででありますけれども、一億二千五百万円が補助金として渡っております。これを、厚生労働省として受けるに当たって、圧縮をいたしまして、今その約四分の一ぐらになつておりました、二千九百万円でやるということとでございします。手数料があるわけでありまして、この運営の努力というものも大事なことでございしますので、今後は、

そういうことも含めて、どういう目標を立てるべきかということをつくり直しをしなければいけないということ、今鋭意検討をしているところでございます。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○中島委員 先ほども申し上げたように、そもそも、一旦、評価プロセス、レビューの中で廃止と決まったものを、当初の三年間で二万人というものを一つの設定として、ゾンビのように復活したわけです。そして、実際に三年たつてみたら、補助金は先ほど一億二千万と言いましたが、この三年間で四億を超える補助金が出されているわけです。

その評価もせずに、この事業自体がそもそも今後継続するべきなのか、そして、多額な補助金が支払われているにもかかわらず、それが事業者の不実行のせいなのか、その責任の所在もはっきりしないというのは大変私に問題があるというふうに思うわけです。

そして、この四月から厚生労働省に移管をされるに当たって、委託される事業者の選定が公募で行われたわけです。前回、私、四月二十四日の質疑の前日にこの公募状況を厚労省に尋ねたところ、現在選考中だということでお答えにならなかったんです。しかし、二十四日の質疑のときに、このキャリア段位制度の事業が引き続きシルバーサービス振興会に決まったということをお答えした。この中でお答えになられたんです。

改めてお尋ねをいたしますが、今回の公募、何社が応募をされて、どういう基準でそのような選考がなされたのか、お答えいただきたいと思っております。

○塩崎国務大臣 二十七年年度における介護キャリア段位制度に関する事業を実施する事業者の選定のお話を今御指摘になりました。

介護職員資質向上促進事業公募要領というのを策定いたしまして、本年三月二十三日から四月六日まで公募をいたしました。

この要領で定めた応募要件については、例えば、

補助事業を行うために必要な専門性を有していること、中立性、公平性を確実に有していることとしておりますけれども、株式会社、NPO、そういうものも含め、幅広い事業者が応募できるものとしておりました。

結果は一者の応札ということございまして、公募は厚生労働省のホームページにおいて全国に公開をしたほか、事業者選定のための評価委員会を設置いたしました。外部有識者による評価も行った上で事業者を選定したことなどから、公平、中立に手続を進めてきた。また、踏むべき手続は踏んできたというふうに考えておるところでございます。

○中島委員 シルバーサービス振興会一者しか応募をされてないんです。

そして、今大臣お答えになりましたが、その選考の基準というのが、事業内容、事業の実施体制、事業経費の効率性、専門性などを採点方式ということであつたというふうに聞いておりますが、この目標の設定をこれだけ下回つておいて、三年間で四億を超える補助金を使って、当初二万人の目標だったのが四百人。どこが効率性があつて実施体制が整つていっているというふうに判断できるんでしょうか。しかし、応募は一者しかなかった。

先日、前回のときもお話をいたしました。資料の三枚目、このシルバーサービス振興会の理事長は、厚生労働省の元事務次官、水田氏、そして常務理事は、これもやはり厚労省OBの中井氏。この水田氏が就任したのは平成二十四年の六月二十日です。まさにこの事業が、評価レビュープロセスによって廃止から、そして新たな設定を設けて復活した。そして、二十四年の十一月といえ、政権交代のあつた衆議院選挙が行われた、その十一月にこの事業は始まつているわけです。

私が先ほど言った今回の目標設定、これは当初、平成二十四年のときの公募は実は八者出ているんです。でも、先ほど、この設定に無理があつたのか、それとも事業者の責任なのかと尋ねたんですが、そもそも最初から実行できないような設定を

して、シルバーサービス振興会が、三年後には厚生労働省に移管されることを見越して選定をされたのではないかと。(発言する者あり)

今、声が上がりましたが、昨年、ちょうど一年前にJEDDの問題がございました。それと非常にオーバーラップする。うがった見方をしなくても、この構図、どう考えてもちよつといかがわしいんじゃないかと思わざるを得ないわけです。

そして、今回、補助金は確かに厚生労働省に移管されて二千九百万に減りました。

今まで認定料が七千円、さらにはこの四月から、アセツサーと呼ばれる評価者、この講習にもお金を取る。さらには、大臣、前回の答弁で、国家的にこれを運用していくということであれば、認定料、前回のときも言つたんですが、本腰を入れて本当に二万人やつたとしたら、それだけで一億四千万ですよ。さらには、キャリア段位制度、四段階あつて、一段階上がるたびにその七千円が発生して、評価するアセツサーにもこれからお金を取っていく。

この三年間は補助金が毎年一億五千万ぐらい出ているが、その後は本腰を入れてやればいいじゃないかと。

最初からこれはできレースと言わざるを得ないんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 いろいろなストーリーは築くことができないと思ひますけれども、私どもとしては、これから地域包括ケアシステムを推進して、地域で暮らし続けることができる高齢社会というものをつくりたい。その中で大事なやはり介護の人材をしっかり確保することだということであり、ますので、そういうことで内閣府から今回これを受けたわけで、もともとこれは民主党政権が、廃止すべきというのが多かった仕分けの中で、抜本的に再検討を行うということで、結論として、介護分野と省エネ分野と食の分野、この三つに限定してパイロットプロジェクト的に被災地において重点的に実施をするというように、当時

の岡田副総理、中島先生の民主党の今の代表がおつしやつたわけです。

では、これをどうやって本当に地域包括ケアシステムの中で生きる制度にできるかということから考えなきゃいけないことでありまして、今お話がありましたような、シルバーサービス振興会が利益を上げようとかいうようなことではないと思つていますが、しかし、効率が極めて悪い、今先生から御指摘があつたとおり、目標を達成できないということでは全く役に立たないわけでありまして、これをどうやって本当に役立つ制度にしていくかということ、これから我々としては、厚労省で請け負つた以上、しっかりとやつかないといけないというふうに考えているところでございます。それで今鋭意精査中でございます。

○中島委員 いや、大臣そうおっしゃいますが、国家的にこれを進めていったら、必然的にシルバーサービス振興会の利益につながるわけですよ。

そして、これは資料の五枚目ですが、平成二十七年三月三十一日付、要は、厚生労働省に移管をされて、一旦、公募の経過を経るといつたときに、シルバーサービス振興会から関係事業所に出された資料なんです。丁寧に言葉を選んで書かれておりますが、最後の段落、「なお、今後、当会としては、これまでの事業実績を踏まえて、厚生労働省による実施機関の公募に応募する予定でございます。」と書いてあるわけです。

これは、先ほど申し上げたように、そもそもできもしない設定を立てて、ここにしか事業ができないうような仕組みとして、そして今後、三年後を目指して、今回も応募は一者しかできない。このような、先ほども言つたできレース。

さらには、大変問題意識として持つのは、ただ勝手にやっているとだけなのではないわけですが、先ほど大臣も少し触れられましたが、これは介護報酬とも多少なりともリンクしておるわけですよ。キャリアパス要件、処遇改善のその要件の一つに

このキャリア段位制度が含まれているわけですよ。

今までは、これは私も調べましたが、各事業所、小規模も含めて、このキャリア段位制度をほとんど知らないです。だからこそ認定者が三年間で四百人しかいないわけですけれども、もし今後、先ほどの大臣の言葉どおり、国家的にこれを進めていくという話になって、厚生労働省が一旗上げて、各自自治体に、これを取って、そうしないと処遇改善できませんよと言ったら、あつという間に取らざるを得ない状況をつくり出せるわけです。

これは、できレースどころか、私がうがった見方をしているのではなくて、多くの皆さんも、私も十人に聞いたら十人、これはちよつとおかしいよと言わけてすよ。これがもし本当だったら、とんでもないことです。

これはちゃんと、この経緯、そして今後のあり方、しっかりと調査するべきだと私は思います。そして、これは一般社団法人なんです。ここから透けて見えるのは、この水田氏は、厚生省を退職した後、京都大学のIPS研究所に行った後、平成二十四年の六月にこのシルバーサービス振興会に就任をしているんです。さらには、会計検査院の監査も入っていないんです。

そうじゃないと言いますか、大臣。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、利益を上げるようなことであれば当然これは料率を下げないといけないわけであつて、そういうことで私どもとしてはお願いをしているつもりでございますので、内閣府から受けたばかりで、まさにこれから、どういう目標にし、どういう仕組みで新たにやっていくのか。

そして、先ほど来申し上げているように、介護保険との関係も全くないわけではありませんけれども、しかし、先ほどの、このキャリア段位制度をやらないければ加算がとれないとかそんなことは全くないわけであつて、そういうことはないわけでありまして、私どもとしては、毎年きちつと

したチェックを入れて、これからの新しい制度設計をする中で、そのとおりをやつてもらえるように私としては指導していかなきやいけないというふうに思います。

○中島委員 これは現段階でちゃんと調査してキャリアにしなきやいけない問題だと思いますよ。

これは、私も調べようとしたんですが、独法ではないですから調べられないんです。

ちよつと要請したいんですが、平成二十六年のシルバーサービス振興会のキャッシュフローの明細、損益収支書、さらには、税務申告の明細書、役員報酬の明細、この提示を求めたいと思います。委員長、お願いいたします。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○中島委員 大臣が本当に、これはあくまでもうがった見方で、そんなことはないと言ふなら、やはりこの問題はしっかりと明白にさせていただきたい。

今回、介護報酬の最大幅のマイナスをして、そして処遇改善と大きな声で言っておきながら、一体どのぐらいの人が出るかわからない。

一方で、そういった介護現場、その足元を見て、真面目に働く方々のその現場を食い物にして一部の人が利益を得るような構図が本当にないとはつきりと言えぬのかどうか、まずは明確にしたいだかないと、介護現場も派遣の方がたくさんおられるわけですね。そういう状況の中で、冒頭にも言いました、労働者派遣法も残業代ゼロの件に関してもそうです、厚生労働省のその姿勢が余りにも軽々しく感じる今の現状の中で、その問題がクリアにならないければやはり労働問題について審議することはできないと私は思います。いかがでしょう、大臣。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 我々としては、今年度から厚労省として受けるわけでありまして、今先生から御指摘のあつた点を含めてしっかりと調べて、先ほど来申し上げているように、今まで十分な力を

發揮できなかったこの制度でありますから、本来の期待されている力を出せるような制度にすべく、我々としても調べてまいりたいというふうに思いますし、計画も立てていきたいというふうに思っております。

○中島委員 質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美です。まず、きょうの委員会が委員長の職権によつて立てられたことに対して抗議をしたいと思ひます。

公平公正な委員会運営でしっかりと審議時間をとり、多くの国民が注視する中でこの委員会が運営されていかれますように、冒頭、ぜひ要望をさせていただきたいと思ひます。

先ほど来、我が党の議員からさまざまな質問がありましたが、例の一〇・一問題のペーパーについて、私からも一言申し上げたいと思ひます。

この内容は、なぜこの法案を九月一日に施行しなければならぬかという理由を説明する、私はやはりこの法案の肝となる極めて重要なペーパーだと思ひています。

それが、派遣労働者の約四二％が失業するかもしれないという記載があるものがその理由として示されていたわけですので、誤った情報によつて、言ってみれば、この法案を九月に施行しなければいけないという理由が浸透させられてしまつていくところ、やはり私は大きな問題だと思ひふに思ひます。

その中身についてもいろいろあるんですけれども、まずは、このペーパーの作成そのものについて、実は今、阿部委員からもメモをいただきました。私も、この作成の経過についてはやはり一度明らかにしていただきたいというふうに思ひています。

一つは、作成のための会議が、いつ、何回、出席者が誰で、ペーパーの原案を作成した担当者が誰で、何種類つくつたのかということ。

そして二つ目には、ペーパーとして成案を見た後の処理。決裁のプロセスや最終責任者は誰であつたのかということ。

そして三つ目は、実際の使用状況。どの議員に、いつ、誰が配付したのか、また、そのとき受けた質問や意見はどのようなものであつたのか、それは伺いたい。

そして四つ目、最後として、撤回までのプロセス。これは誰の判断で撤回することにしたのか、決裁者の責任や管理者の責任はどうであつたのか。

これは公文書のあり方として非常に重要なものだと思ひますので、ぜひこの点については理事会の方に提出をしていただきたいというふうに思ひます。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○西村(智)委員 それで、私はきょうは、政務三役の皆さんのこの連休中の海外出張について伺いをしたいと思ひています。

先ほど山井委員からの質問で、塩崎大臣、ドイツを訪問された。出張というのは、大体、予定したものが予定していたとおりにいくばかりではないから、会いたいと思ひていた人に会えないということもありまして、また急な変更もあるかというふうには思ひますけれども、やはり大臣が出張されるということであれば、事務方は相当力を入れて日程調整を事前にするものというふうに入らな思ひます。

それで、会えなかつた方がいらつしやるというのはとても残念なんですけれども、少し伺ひをしたのは、政務三役の出張について、やはり行つてこられた後ですから、どなたと会つて、どういう話をしてくて、またどういう成果が得られたのかというところについては伺ひをしたいと思ひてお伺ひするんですが、塩崎大臣、ドイツ、スイスへ出張された五月の五日に、ILOの事務局長、そしてWHOの事務局長、また世界エイズ・結核・マラリア対策基金の方々とこの会議が予定されていたかというふうに思ひますけれども、このお

三方とは会えたでしょうか。

○塩崎国務大臣 おかげさまで会えました。

○西村(智)委員 それでは、ILOの事務局長はガイ・ライダーさん、私も、ITUの書記長であったときに一度お目にかかったことがありますが、非常に識識の高い立派な事務局長さんだと思います。非常に思いもよらないが、彼からは、日本の法律の成立過程について何か言及がありましたでしょうか。

つまり、今回のこの通常国会に提出されている、一つには労働者派遣法、そしてもう一つは労働基準法、この成立過程と申しましょうか、法案作成過程でいいますと、私は、やはり労働審議院というのはいくらにしろにされてきているというふうに見えているんです。

一つは派遣法ですね。労働審議院が出てきたものをベースに法案はつくられているということなんですけれども、この通常国会で出てきた修正された法案は労働審議院は通っていません。

もう一つ、労働基準法は、これはもう労働側からの反対意見が付されているということですから、やはりILO条約で言うところの政労使三者構成原則、これは今、日本の中ではかなり危うくなっているのではないかと、ILOで懸念をされているんですけれども、その点、ILOで何かおっしゃられましたでしょうか。

○塩崎国務大臣 労働審議院の字も出なかったです。

むしろ、アベノミクスはすばらしいという話をガイ・ライダーさんがおっしゃって、世界経済のあり方について随分お話をありました。特に、アメリカ経済はまあまあ成長しているけれども、中国がスローダウンをしているとか、いろいろお話がありました。しかし、これは西村先生も政府におられたからわかると思いますけれども、外交というのはやはり言っていることと違って悪いことがございますので、なかなかそういうことをたくさん言うわけには、私としても、先方の了解を得ないとお話ができないというふうに思います。

す。

何をお話したかぐらひは、テーマぐらひは、お話しはもちろん私の一存でも大丈夫かと思うので申し上げれば、日本の経済、それからアメリカ、中国、ヨーロッパ、そして南米の経済、さすがに、我々はいくつ南米とか中南米の話を忘れてしまっていますけれども、世界の経済の動向というものに物すごく敏感で、よく考えていらっしゃるんだなと。中で、日本の経済の再生というものは大変な関心を持っておられて、アベノミクスがどこまでやれるのか、うまくやっていたらいいのかというのを期待を持ってお話をいただいたというふうに思いました。

○西村(智)委員 大臣の出張ということですし、また、先ほどの山井委員の質問の中で、議員の方とお会いになったときにも秘書官はちゃんとついていておられますよね。議事録といましようか、議事録的なメモぐらひは、私はそれは残っているんだというふうに思います。ILOの事務局長との会談でも、それは恐らく作成をされているというふうに思います。

この二つについて、議事録、まあ議事録ということになりますとちよつと大部になるのかもしれませんけれども、そのあたりは、海外出張ということで秘書官が一緒についていっている会談ですので、メモぐらひは出てくるのではないかと。それは要求をしたいと思えますけれども、いかがですか。

○塩崎国務大臣 これは先生も御存じで言っているんだらうと思えますから、外交の常識として、そういうものを出すということはまずあり得ないというふうに思います。

○西村(智)委員 いや、あり得ないです。よね。それはお互いに了解をすれば出せる話ですし、逆に、アベノミクスのことについていいと言っている会談であれば、それはむしろ出させてくださいというふうに頼むべきではないかと思うんですけれども、そこはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

今回の連休中の大臣の出張の成果を検証するという意味でも、そこは非常に大事な部分だということに思いますので、いま一度検討してください。

続いてですが、橋本大臣政務官、連休中に日・ニュージーランド若手国會議員招聘プログラムというのに参加されていらっしゃいますね。これはどういうプログラムですか。

○橋本大臣政務官 お答えをいたします。日・ニュージーランドのプログラムですけれども、これはニュージーランド政府が行っている事業でございます。若手の国會議員として、今回、私がそのお招きをいただいたということでございます。

○西村(智)委員 何人くらい参加されているのでしょうか。

○橋本大臣政務官 私一人でございます。

○西村(智)委員 どういう経過で橋本政務官のところに声がかかりましたか。

これは海外出張というふうに出ておりますので、厚生労働省経由で声がかかるべき話ではないかと思えます。また、そうでなければ、いわゆる一般的に政務というものであれば、声がかかって、私の常識でいうと、そこはやはり辞退をするという流れになるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○橋本大臣政務官 今回については政務でございます。経緯は、ニュージーランド政府の方で御判断をいただいたということでございます。

○西村(智)委員 政務官でいらっしゃる方が相手国からの政府の招聘で海外に行くということは、私は余り聞いたことがないですね、実は。それはほかから聞いたことが多くないですね、仮に声がかかったとしても、政務ではないのかなが行かれるという方が、そこはやはり適切だったんじゃないかというふうに思っております。

これは、費用はどういう形で支出されたんでしょうか。

○橋本大臣政務官 本来、政務でございますので、

で、政務官としてお答えをするべきことかどうかとまず思います。

と同時に、先ほどお話をいただきましたように、ニュージーランド政府のプログラムということは既に御承知のことと思えます。費用はニュージーランド政府の方で支出をいただいているものと承知をしております。

○西村(智)委員 このゴールデンウィークは、衆議院で国民健康保険法等が上った直後でありました。たしか政務官はその担当でいらっしゃったというふうに思います。連休が明けて、いよいよ労働者派遣法の本格的な議論が始まるという中で、また、参議院でいろいろな法案があるという中で、厚生労働委員長も今回ゴールデンウィークは海外出張はされなかったそうでもありますし、そこはやはり少し自制をさせていただくべきだったんじゃないかというふうに私自身は思っております。

行つてこれたということですし、向こうの政府の招待ということですので、それは、ここから先、例えば議事録を出してくださいとか、誰に会ったというふうな話を聞けばよろしいんでしょうけれども、それをやっているとかなりまたこれだけで時間を食ってしまうので、そこは省略いたしますけれども、ぜひ橋本大臣政務官には、政府としての自覚、今回、とにかくこの厚生労働委員会にはたくさんの方々が付託されているし、さうようとしております、その自覚を持ってぜひ公務に当たっていただきたいというふうに思っております。これは私の要望でございます。

もう一方、永岡副大臣にお伺いしますけれども、永岡副大臣は、この連休中、どちらに行つてこられて、何をされてこられたのでしょうか。

○永岡副大臣 お答えいたします。

このゴールデンウィーク、厚生労働省の公務ではなくて、政務としてタイに行くことがございました。

厚生労働副大臣として、この場でいろいろその内容についてお答えする立場ではないのかなとい

うふうには思いますが。

○西村(智)委員 いや、これは我が党の国会対策委員会、永岡厚生労働副大臣の海外出張についてということで、政務扱いではありませんけれども、出張目的は政治経済事情視察ということではない、出ているペーパーをもとに私は質問いたしております。

です、どこに行つてこられて、どういう視察をされてこられたのか、明確にお答えください。

○永岡副大臣 政務として行きましたタイでございますが、五月の二日、土曜日でございます。それから、帰つてまいりましたのは五日になります、火曜日でございます。に行きまして、現地の、これは観光事業者ですね、タイの方もいらつしやいましたし、あと、日本人の観光業者との意見交換をいたしました。また、現地の農業者との意見交換もさせていただきました。

以上です。

○西村(智)委員 それは一体どういう方々でしょう。現地観光事業者との意見交換、現地農業者との意見交換などのためというふうに書かれておりますけれども、では、その意見交換にはどういう場面であつたという方々がいらして、どういふ話をされたのか、お答えをください。

○永岡副大臣 これこそ政務だと思つております。ですから、申しわけございませんが、この委員会です。答える立場にはないのではないかと思います。

以上です。

○西村(智)委員 これは海外出張ということで与党が提出してきた資料ですので、私は、政務だから何も話さなくてもいいということではないというふうに思ふんですね。

実際、この連休中に意見交換をされてこられた。これは政務とはいへ、副大臣でいらつしやいますから、それはやはり厚生労働行政にかかわる何があるのかの見聞、こういったものを深めるために、そしてまた日本の内政事情の向上のために、行つてこ

られたことだろうというふうに思ひまして、それでお伺いをしていゝんですけれども。

○永岡副大臣 今、委員の推測に基づいたお話を私は伺わせたいただきましたけれども、非常に、私にとりまして有効な意見交換ができたかと思つております。

しかしながら、別に厚生労働畑の話でもございませぬし、お答えする必要はないのではないかと、いうふうに考えております。

○西村(智)委員 それでは、今回の海外出張は厚生労働行政とは全く関係のないものであつたということでしょうか。

○永岡副大臣 私の関心のある分野での話し合いでございます。

○西村(智)委員 では厚生労働行政には関心がないうふうな、裏返すと聞かえてしまふんですけれども、厚生労働行政とは全く関係のない旅をこのゴールデンウィークにされるというほど、私は、今の厚生労働省のあり方、そんなに緩んでいるのかというふうな思ふんですね。

副大臣がゴールデンウィークに政務と称して、だつて、これは海外出張ということで、視察というふうに出て、あえてこれは出ているのですよね。それで、実際に行かれた副大臣は、いや、それは厚生労働行政とは関係ありません、自分の関心のあるところということですが、この厚生労働省、本当にたくさんさんの重い案件がある中で、それほど余裕のあることなのかというふうな思ふんです。

それでは、永岡副大臣にお伺いをいたしますけれども、今回の海外出張で何か得られた成果、厚生労働行政と関係のないところというふうにお聞きしましたけれども、では、一体何か成果がおりでしたでしょうか。

○永岡副大臣 余りにしつこくお聞きなさいますので、私が感じたことを一つ、厚生労働行政についてお話しさせていただきますと思ひます。

タイという国は、軍事政権になりまして、日本から見ますと、政治的なもので大分不安定なもの

であつたというふうには私は認識しております。その中で、医療保険につきまして大変私も興味があるもので、先生が、厚生労働行政に全く興味がないのかというお話もございしますが、そんなこともなく、やはり何つてまいりました。

そうしますと、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、日本では国民皆保険が当たり前です、所得の多い少ないにかかわらず、余り高くないお金を払つて私たちは医療を受けられます。それはタイはどうなのかということをお聞きしますと、やはり、自費で多くのお金をかけて立派な医療を受けられる方もいらつしやれば、そういう方ばかりではなくて、所得の低い方、そういう方たちは、保険があるけれどもなかなか充実した医療は受けられない、そういう実態を把握してまいつた次第でございます。

○西村(智)委員 副大臣は、どこに行つて何をされたのかという私の質問には実は正確にはお答えになつていないので、タイに行かれたときにブーケットに行かれていゝんですね。バンコクに一泊もせずにブーケットに飛んで、ブーケットで二泊されて、そのままバンコク経由で羽田に帰つてこられたということなんですね。非常にうらやましい話ではありますけれども。

やはりそこは政務三役であるという自覚をしつかりと持つていたのだいて、私は、この現地観光事業者との意見交換あるいは現地農業者との意見交換などということが、厚生労働副大臣である永岡副大臣が行かれて、一体どの程度のものでございしたんだろうかというふうな思ふんです。(発言する者あり) 失礼ですか。

いや、だつて、農業の関係の方々と一体どのような形で意見交換をされたのかということについて、今副大臣はお答えになつていないわけですから、私は、しつこいと言われようと、やはりそこは聞かなきゃいけないというふうな思ふんです。

このような姿勢で今厚生労働行政が行われているということは、ここはしっかりと反省をしてい

ただきたいというふうに思ひます。また、今後、さまざまな法案が出てまいりますけれども、重々そこは自覚を強めていただいて審議に当たつていただけてますようにお願いいたします。

そろそろ時間になりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 維新の党の重徳和彦です。

本日、お時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

私は、三十分の時間をいただきましたが、二点、二つのテーマについて質問させていただきます。まず一つ目は、子宮頸がんワクチンの副反応についてでございます。

この委員会でも、四月十五日、阿部知子委員が質問をされておりましたけれども、私は、最初、全国に七十あるという協力医療機関について質問させていただきました。

もちろん、協力医療機関として指定を受けて、しっかりと対応されている病院も多いとは思いますが、しかしながら、患者の立場からすると、副反応被害への理解が十分でないような、そういう対応を受けているというような声も聞かれております。

実際に私のもとに届いている声も少し紹介しますと、症状があらわれてから三年以上になります、いまだに厚労省の協力医療機関は副反応に無理解な対応で、被害者本人の生活が一変しているのに、何も補償されません。それから、国の言うことしか聞かない医療関係者じゃなく、もっと親身になつて考えてくれる医師に治療をお願いしたい。どの病院を信用していいのかわからない。医師を信用していいのかわからない。治療を受けていいのかわからない。こんな声が届いております。

そこでまず、確認ですが、協力医療機関とはどういう機関を指定し、どんな役割を担わせているのか、御答弁願ひます。

○新村政府参考人 お答えをいたします。

御指摘の協力医療機関でございますが、これは、HPVワクチンの予防接種後にさまざまな症状を生じた患者さんに対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県単位で選定を行っているものでございます。現在、全ての都道府県で七十医療機関が確保されております。

協力医療機関は、地域の医療機関あるいは厚生労働科学研究の研究班のメンバーが所属する医療機関などと連携し、地域における中核的な医療機関として診療を行う、そういった役割を担っております。

具体的な要件ですが、まず一点目として、関係する全ての診療科の医師等が、当該医療機関の役割について理解していること。二点目として、医学的に必要な鑑別診断を実施していること。三点目として、整形外科、神経内科、小児科等の複数の診療科があり、協力を得られるなど、さまざまな領域の診療を提供するための体制が整っていること。こういった要件を満たすことが望ましいとしていくところでございます。

○重徳委員 非常に大ざっぱな話はわかりましたが、しかし、現在、実際に厚労省が、子宮頸がんワクチンの副反応被害、その詳細な実態も把握していない、因果関係も明らかにしていない、まして治療方法は全く不明というような中で、副反応被害者の子供たちあるいは家族の皆さんは、この協力医療機関に一体何を期待していいのかわからない。逆に言うと、もししたら、医療機関側も、自分たちに何を期待されても困ってしまう、こんな状況にあるのではないかと思っています。

厚生労働省として指定した以上は、少なくとも患者本位で、患者の立場に立って、原因もよくわからない、副反応の症状もいろいろだという状況をきちんと理解した上で、今要件の中には、その役割をちゃんと全ての診療科の医師等が理解していることというふうには一応おっしゃいましたが、そういう通知も出ているようでありまして、

これを徹底させるための努力はちゃんとされているんでしょか、どうなんですか。まだまだやれることはあるんじゃないですか。現場はいろいろな声が届いております。

○新村政府参考人 七十の医療機関、大学病院等、さまざまな診療科のそろった医療機関が選定されておりますけれども、現場にこういった選定の趣旨を今後もさらに徹底していくという努力は必要であると考えておりますし、また、新しい病態でもありますさまざまな副反応、その対応というのは困難な面もあるかと思っておりますけれども、研究班のメンバー、医師等からの研修事業なども少しずつ始めておるところでございますので、患者さんの受け入れにつきまして、なるべく丁寧に行うように今後ともお願いしてまいりたいと考えております。

○重徳委員 今後も趣旨を徹底される、研究班の成果なりを研修を行って周知していくということですが、本場に、心身の苦痛はもろもろのこと、経済的な面からさまざまな負担が家族全員に重くかかっているような状況でありますので、今局長なるべくというような言葉も入りましたが、なるべくじゃなくて、本場にこれは徹底してもらわなくちゃ困ります。ぜひ患者本位の、難しい状況であるからこそ徹底をしていただきたいと思っております。強く要望をさせていただきます。

そして、次に、子宮頸がんワクチンの副反応、医療費、交通費などの経済的負担もかかりますし、生活上のさまざまな困難も、まだ中学生、高校生ですから、学業への影響、家族の皆さんの御心痛、さらに今後の人生への不安といった、金額でははかり切れないような大変な負担が重くのしかかっているわけでありまして。

もう少し被害者の皆さんの声を紹介させていただきませんが、激しい頭痛と体調不良で高校はほとんど通学できず、留年を重ね、一学年も進級できないまま退学せざるを得ませんでした。それでも、仲のよい友人たちが夢に向かって頑張っている姿を応援して、大学合格を心から喜んでいる娘の姿

に何度も涙しました。

入院中に高校受験し無事合格しましたが、二カ月で体調不良のため登校できなくなりました。学校の配慮もあり何とか進級できましたが、まだあと二年あります。

それから、高校に入ってから三カ月ぐらいて寝たきりになり、高校も退学し、その後、脳がどうなってしまったのか、認知の症状、声も、話し方まで今までと変わってしまった、家から一歩も出ないし、病院さえ行けないこともあります。このままだと働くこともできないし、親がいなくなつたときどうやって生きていくのか、娘の将来がとても不安になります。

それから、頑張っている子もいます。頑張って大学進学はできましたが、体調不良はまだ続き、不安と闘っています。

大学進学なんて無理なくいいよと娘に言ったら、自分で就職口を探さないと、いつまでも親に頼れないでしよう、こんなことを言われたという声も上がっています。

何せ、治療方法を早急に確立して、副反応の症状を一日も早く和らげてあげたい、これはもう本場に本意でございます。医療の専門家の研究のスピードを上げていただきたいということがまず第一なんです。せめてその前に早急に行っていただきたいのが、金銭的な補償、救済でございます。

現行法制では、PMDA法、予防接種法に基づく救済制度というものがあんですが、これは、これまでの委員会などのやりとりを拝見しておりますと、制度上、因果関係がはっきり認定されない支援できないということなんです。それはそれでしう。

だからこそ、今、厚労省では、副反応報告が行われた二千四百七十五件、この追跡調査を行って、副反応被害の全体像を明らかにした上で、個別のケースの因果関係の有無を判断して支援を行うという手順だと。

手順はそれとおりでございます。問題は、いつ救済が始まるのかということです。ずっとずっと

皆さん待たされ続けているわけです。

資料一をごらんください。毎日新聞四月三日の記事であります、「子宮頸がん ワクチン被害 救済進まず 国、半年間処理なし」ということであります。

処理なしというのはどういう意味かというと、健康被害に対する救済手続、これは、任意接種の場合はPMDA法に基づく救済、それから定期接種については予防接種法に基づく救済なんです。が、現在、この記事によりますと、六十人以上の方が審査待ちで、昨年十月以降一件も処理されていないということです。

この記事の中には、厚労省やPMDAの担当の方のコメントも出ておりますが、正直、一体何でストップしているのか、何に時間がかかっているのか、さっぱりわかりません。

自治体が、しびれを切らして動き始めています。国の動きを待ったが、いつまでたっても動かないということ、独自の支援を、大きいところだと横浜市、東京都内でも杉並区、武蔵野市、私の地元愛知でも碧南市が自治体独自の救済制度を始めようという状況になっております。

一体、これまで大臣もおっしゃっていました追跡調査というものは、何を調べているんですかね。二月末までに医療機関から生データが出てきた、これは聞いています。それからもう二カ月以上たちました。現在それを取りまとめているという話は聞いています。一体何を調査して、現在何を整理して、いつまでに取りまとめようとしているのか。取りまとめたら、それは即救済に入ることができる、こういうことでしょうか、大臣。いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今お話ございました追跡調査でございますけれども、これは、原則として全ての副反応報告、先ほど二千四百七十五とおっしゃったんですが、現在約二千六百になっておりまして、この二千六百を全て対象として、ワクチンの製造販売業者から情報の提出を求めているわけでございます。

これは、当初は二十七年二月末までに情報の提出を求めておたつたわけでありませうけれども、最終的に集まり切ったのが四月でございます。現在、その調査結果の集計、分析を行つておつて、結果がまとまり次第早急に、厚生科学審議会の副反応検討部会に報告をするともに、公表を行いたいというふうな考えております。

この追跡調査は、HPVワクチン接種後に生じる症状の内容、程度、治療などについて情報を充実させるためにこの調査をしているわけでございまして、さらに、この調査結果を踏まえて、その後の救済に係る審査を行う関係審議会で、HPVワクチンに関する個々の申請の審査を速やかに進めていきたいと思つております。

御案内のように、定期接種前と後で扱いが異なるわけでございまして、平成二十五年四月の定期接種化前は、PMDAの医薬品副作用被害救済制度というのが適用となるわけでございまして、因果関係等の判定は薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定部会というところが行いますけれども、定期接種後は、つまり二十五年四月以降については、予防接種法の健康被害救済措置というのが適用になります。疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会というのがございまして、ここが所管をして審査を行うということになるわけでございます。

四月、連休前にそろつたところで、今、この二千六百件を鋭意集計して、それぞれの内容、程度、これまでやつてきた治療などをきつちり分析した上で集計して、まとまり次第、できる限り早急に公表したいというふうな考えているところでございます。

○重徳委員 被害者の方あるいは家族の方は、ワクチンがいい悪いとか、勧める勧めないとかいうことよりも、実際に目の前で今苦しんでいるの子たちを救いたい。あるいは、実際に母子家庭の方だっているんです。もう限界だ、たび重なる入院、自宅にいても目が離せなかつたら仕事にも行けない、こういう状況だから、とにかく一刻も早

くまず救済を、最終的にはもちろん治療をするということですが、まず政府のできることを早急にやつていただきたいと思います。

四月、ゴールデンウィーク前にデータが集まつたということですが、いつを目標に取りまとめられるんでしょうか。ぜひともリーダーシップを発揮していただきたいと思います、大臣。

○塩崎国務大臣 重徳先生と思ひは私も全く同じでございます。何度となく私の大臣室でこの問題について議論をしてまいりました。

今申し上げたように、正確を期すためにも、集まつたものを今鋭意やつておりますので、できる限り本当に早く公表できるように、しかし正確なものではないといけませんので、正確性を期して、しかし迅速に公表できるように、督促してまいりたいというふうに思います。

○重徳委員 政府は何をやっているかわからないという声も多いので、とにかくスピード感を持つて情報提供していただきたいと思うんです。今どういう状況、どういう段階なのか。四月、ゴールデンウィーク前にやつと集まつたというの今初めて聞きましたけれども、そういう状況も積極的にむしろ発信すべきではないかと思ひます。で、これも強く要望させていただきます。

次に、二つ目のテーマですが、今度は児童虐待に関連しまして、特に性的虐待に関連しまして、欧米で既に導入されている司法面接、司法というのは司法、立法、行政の司法ですね、司法面接について御紹介をするともに、私、いつもは法務委員会が今活動させていただいております。既に法務委員会でも何度かやりとりをさせていただいておりますので、担当の方は厚労省の皆さんも十分御承知の司法面接について、進めさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

この司法面接、一体何かというと、性的虐待事件で加害者が立件、起訴される、こういういわゆる刑事事件に発展するケースでは、被害を受けた側の児童が、児童相談所でいろいろな話を、言いたくもない、思ひ出したくもないようなことを聞

かれる、言われる。だけれども、児童相談所は心のケアという児童福祉の観点を持つているからまだいいんでしょう。でも、同じ内容のことを警察にも取り調べとして聞かれ、さらに検察からも起訴する、しないの判断のために同じようなことを聞かれる。こういうことで、もう本当にいたいけな子供が大人から厳しい質問を時にされ、過重な心理的負担を与えられて、その心の傷というものはいよいよ一生消えない傷になる、こういう問題であります。

私は、超党派の自殺対策の議員連盟の若者自殺対策ワーキングチームの事務局長もさせていただいておりますが、特に若年女性の自殺の原因、大きな理由として、幼少期の性的虐待ということも、もちろん性犯罪もそうですが、そういったことが原因となつてることが多い、そういう指摘も出ております。本当に深刻な問題であります。

そこで、司法面接というのは、今申し上げました、児相、警察、検察、これが省庁横断で多機関連携チームというものをつくりまして、代表してあるいは専門家のどなたか一人の方が、一対一で被害を受けた児童と面接をして、一回限りで面接を終える。そこで得られた証言というのは、警察が立件する上での証拠にもなり、また、起訴された上での裁判上の証拠としても取り扱えるようになる。これが司法面接でございます。

この司法面接、既に、児童相談所職員のパイプルのな「子ども虐待対応の手引き」の中でも、欧米での取り組みとして事例が紹介されているようなものであります。

とにかく、現状は、縦割り行政を前提に、もう本当に、大人たちが、しかも公的な機関が、寄つてたかつて子供の人生をばらばらにしていく、こういうことでございまして、この縦割り組織を超える連携チーム、ぜひとも仕組みをつくつていくべきではないかと思ひます。

そこでまず、現状を確認したいんですが、児童相談所は、被害児童との面談において、当然、児童福祉の観点から心のケアに十分配慮していると

思ひます。その一方で、警察、検察というのは、その組織の目的、ミッションが違いますので、私の感覚からすれば当然、被害児童の心理的負担というものに児童相談所ほどは配慮が行き届いていないのではないかとということが想定されるわけなんです。この点、厚生労働省としてどのように認識されておりますか。

○安藤政府参考人 議員御指摘のとおり、児童相談所におきましては、児童虐待の被害児童に対する面談につきましては、被害児童のペースを尊重しながら丁寧な話を聞いて真剣に受けとめることですか、話を聞くことが被害児童にとって二次的被害にならないようにというふうな配慮を細かくしているところでございます。

警察や検察が実施する事情聴取におきましても、事情聴取が児童の負担となり得るものであることなどを考慮いたしまして、負担を軽減するため、可能な限りの配慮に努めておられるものと承知をしております。

○重徳委員 警察、検察側をおもんばかつての御答弁という印象ですが、そうはいっても、児童相談所はどの配慮が行き届かないと思うんですが、どうですかね。もう率直におつしやってください。別に、そんなにおかしなことじゃないと思ひます。

○安藤政府参考人 確かに、組織目的が違うという御指摘もあるうかと思ひますが、ただ、近年、児童相談所におきましても警察その他と日ごろから連携を図つておりまして、そうした中で価値観を共有することが進んできているように思ひます。

○重徳委員 それではちょっと切り口を変えますが、今申し上げましたような警察の取り調べ、検察の取り調べに、児童相談所の職員が立ち会うというふうなケースというのは実際にあるのでしょうか。

○安藤政府参考人 先ほどちょっと申し上げました警察との連携ということでございませうけれども、厚生労働省では、被害児童の安全を確保するために、児童虐待の通告を受理した後で、被害児

やろと思えばすぐ、すぐとか、やれる環境にはなっていると思うんですね。もちろん、警察、検察側の問題はあります。しかし、厚生労働省として、あるいは児童相談所として、これを進めない理由はないと思うんです。

それにもかつては、言ってみれば、戦争孤児、あるいは町にあふれ返っていた浮浪児のための法律だったものが、今やそうじゃなくて、児童虐待とかが中心となっている中であって、私どもとしては、やはりこういう問題には正面から立ち向かわないといけないんじゃないかというふうに思いま

皆さん、いろいろちよつと声が飛んでいますか、あれ、何でもこんな雰囲気になるかな。

大阪都構想というのは、ちよつといいですが、大臣、三十分私にたてていますが、通告は二つしかしていませんから、じつくり御説明をしたいと思います。これは一般質疑ですから、厚生労働

行政にかかわることについて質問する権利が私にはあると思います。

加えて、実は、今声を飛ばされたのは自民党の方々かもしれませんが、そもそも、大阪都構想については、今週末、日曜日に住民投票があります。これは大臣、ぜひ、多分余りお詳しくないかもしれませんが、このように、ちょっと聞いていただきたいと思います。

これは、大阪維新の会が地域政党とかいつて活動をしていて、二年前の総選挙を経る前でありまして、維新の党はまだ国会に議席を持っていなかった時代に、大都市法、大都市地域特別区設置法という法律が成立したわけです。

これは、東京都のような都制度、すなわち特別区を、昔は東京も東京市だったんですね。この東京市を特別区にしたわけです。それは七十二年前に東条英機内閣でやったわけです。それと同じようなことを大阪でしたいと思ったんだけど、法整備がなくて、東京以外のところは東京のような都区制度をしくことができなかったんです。

それを、それじゃいかぬよなということ、自民党さん、公明党さん、そして民主党さんも含めて、法案を提出して下さって、それで、当然、提出者ですから賛成をして下さって、法案ができたわけでありまして。

何か厚生労働行政と関係ないと思われるかもしれませんが、地域行政組織ですから、当然、大阪を初めとする政令市がどうであり、それが今回住民投票で、これはもう住民投票で決まります。いわゆる世論調査型の住民投票ではありません。法律で、まさに自民党の皆さんがつくってくださった、公明党の皆さんが、民主党の皆さんがつくってくださった法律に基づく住民投票であって、今週十七日の住民投票で、大阪市民が決めた、賛否を決すれば、その内容でもなるんです、そういうふうには。だから、憲法改正にも通ずる大変重要な住民投票がこの日曜日に行われようとしているわけです。

これは肅々と、何か国会で議論するようなことじゃありません。本来、大阪市民の方がしっかりと

と説明を聞いて、御判断を下さって、大阪市のあり方を、大阪市域ですね、いわゆる大都市大阪の都心部のあり方を決めて下さればそれでいいので、取り上げる必要はないと思うんですが、民主党さんはきのう総務委員会で取り上げられたようです、自民党の中でもいろいろ御議論がある、こういうふう聞いています。

加えて、なぜ私がきょう塩崎大臣にちょっとお時間を頂戴して、山本副大臣もいらつしゃって恐縮なんです、塩崎大臣にお時間を頂戴してこの話をするのは、実は今、地元へ行かれた方があればわかるかもしれませんが、住民投票で、もうほとんど住民サービスの話なんです。要は、医療、介護、福祉、子育て、あともうちょっと言うと、この委員会とは関係ないかもしれませんが、一部関係ありますね、消防、もうほとんど関係ある厚生労働行政にまつわる住民サービスが、政令市をやって特別区を設置すると低下するんだということ、を自民党大阪府連さんはおっしゃっているわけです。(発言する者あり)言っていない。言っている。いいですか、発言していただいて。だめですよ。冗談です。

私たち維新の党は、本当は、委員同士で議論できるような国会運営を実は国会改革として提案をしてきていますが、これは自民党さんが認めてくださっていないので、我々議員は政府に聞くしかできないので、これは申しわけありませんが、私は、この三十分をいただいているので、大臣といろいろ討論をさせていただきたいと思っています。大臣、ゆつくりやりましょう、これは。時間がありますので。

それで、要すれば、簡単に言うということなんです。大臣、日本地図をばあつと広げて、都市圏というのを地図にプロットするんです。これは経産省がやっていますけれども。

要は、都市とは何かというと、人の行き来があつて、通勤したり通学したり、人が日常的に動いている、一体的に動いている圏域を都市というわけ

ですね。

それで、行政区域というのは市町村、都道府県とできているわけですが、それとある意味で関係なく都市圏というのはあつて、それは役所によつて違いますが、私が一番、非常にわかりやすいなと思っているのは、経産省が都市雇用圏というのをつくっております。その地図があります。きょう配付すればよかったんですけども。

都市雇用圏というのは、要すれば通勤の範囲です。関東はもうむちゃむちゃ広いんです。東京都、千葉、埼玉、神奈川。その関東の都市圏の中には政令市がたくさんあります。横浜、千葉、川崎、相模原、それからさいたま市、多分、たくさんあります。でも、東京都が非常に大きいので、東京が事実上東京都圏を引っ張って、いわゆる大都市行政を今やっているのが東京だ、私はこう思っています。

ところが、日本地図を見ると、もう一つだけ、都道府県よりも都市圏が大きい地域があるんです。わかりますか。都市雇用圏というのは行政区画と関係ありません、人の動きですから。人がどう動いているかというのを地図にプロットして都市圏というのが見えるわけです。すると、日本じゅうで二つだけ、東京と一つだけ、都道府県よりも大きい都市圏があるんです。それが大阪なんです。東京と大阪、この二つだけが、うなずいていただいている方、本当に心から感謝申し上げます。本当にそうなんです。

これは、きょう、私はコラムを書いて、ブログを書いてアップしますから、きょうの審議じゃないですよ、今の地図をちゃんと皆さんに見ていただいていないと思うので、大阪市民の皆さんに向けてその地図をきょうアップしようと思っていますが、結論はそういうことなんです。

日本じゅうの都市、例えば広島も都市です、札幌も都市です、福岡、北九州も都市です。みんな都市なんだけれども、都市圏域というものが、普通は都道府県の中にあるんです。例えば神戸市もそうです、広島市もそうです。広島県という広域

行政体の中の一部が広島なんです。だから、政令市として頑張っているわけです。神戸市もそうです。

ところが、一つの都市圏が広域行政体であるところの都道府県をのみ込んじゃっている地域は、日本じゅうで二つだけなんです。東京と大阪だけなんです。

名古屋は違います。重徳さんのところは愛知県です。これはもう明らかに東西で違うんですね。名古屋市というのは西を仕切っていますけれども、愛知県というのは、東にある豊田市を初めとする、名古屋都市圏というのは愛知県を全然カバーしていないんです。名古屋都市圏というのは愛知県の西側半分しかカバーしていないんです。

そういう実態がある中で、自民党さん、公明党さん、民主党さんは、やはり都区制度というのは、東京だけではなくてほかの地域でも、もし合致する、それが適当であるような地域があれば、できるようにせないかぬなということで法案を提出してくださったわけです。

その法案に基づいて、この日曜日に住民投票があるんです。(発言する者あり)ちょっと、発言を認めていいですか。だめですね。

○渡辺委員長 いや、やじに答えなくてください。質問してください。

○足立委員 協定書に……(発言する者あり)おもしろいのでじっくりやりますけれども、いや、大事な話なんです。今おっしゃられたように、自民党大阪府連の一部の方は、まあほとんどみんなかもしれませんが、よくこうおっしゃるんです。そんなことは協定書に書いていないと言っているんですよ。

でも、大臣、ぜひ大臣には私は個人的にも理解しておいてほしいんです、この話を。

政令市というのがあります。政令市の……(発言する者あり)ちょっと、聞こえない。

委員長、何か問題あります。○渡辺委員長 質問して下さいと言っているんです。

○塩崎国務大臣　大都市地域特別区設置法というのは、私も賛成をしたんでしょう、成立をしたわけですから。

ただ、余り詳しくないので、協定書と今言われ
ても、協定書というのは何だろうかというので、
私もよくわからなくて、余り詳しくはございませ
ん。

○足立委員　今大臣に伺ったのは協定書じゃないんです。今申し上げた大都市という問題について、これは厚生労働行政にもかかわることです。厚生労働行政にもかかわるんです。あらゆる住民サービス、あらゆる政策が実は地域で行われているんです。だから、私、関係あると思いますよ。

今申上げたように、私は今、事実として、都市圏と自治体、都市圏と都道府県との関係について御紹介しました。東京と大阪がそういうふう非常に大きな都市圏であり、都道府県と領域がかかぶさっている、その事実はまた追って紙で御紹介しますが、仮に私が言っているのが事実だとすれば、大都市政策として、私が今御紹介したようなことを、質問しろと言うから、途中であるが質問申し上げると、今のようなことを踏まえて行政というものがつくられていく。

要は、大都市法というのが今ある、自民党さんが提出をされてある、それについては大臣も承知を、どれぐらい詳しくかはともかくとして、一応その趣旨は御理解いただいていますね。

○塩崎國務大臣 当然、採決に参加をして賛成を
しているわけでありますから、そのときの党内で
の議論などは私ももちろん聞いてはおりますが、
ただ、そんなに詳しい方ではないということを申
し上げてゐるのだなで、先ほど先生がおっしゃつた

大都市圏二つという話は理解ができます。
○足立委員　ありがとうございます。
これは一応、大臣、一応通告申し上げているので、ぜひよろしく願いたいと思います。

本題に行きますと、今、住民投票に当たって、住民サービスが下がるか上がるかどうかというところで議論になっています。

これも協定書の御説明ですけれども、今、協定書に書いていないという話がありましたが、協定書にはこう書いてあるんです。

政令市をなくします。すると、政令市が持っている税源とか事務がありますね。政令市ですから、税源とか事務は、基礎自治体、普通、市町村が持っている事務に加えて、都道府県が持っているような広域行政にまつわる事務も持っています。そうですね、政令市ですから。今回の都構想というのは、協定書に書いてあるのは、大阪市を一旦なくして、その基礎的な部分、市町村がやっているような仕事については特別区に移します。それは住民に身近なサービスを提供する仕事だから、五つの特別区をつくります。今まで大阪市がやっていた広域行政にまつわるものは税源も事務も大阪府に移しますと。

こういう、もう当たり前のこと、もう極めてシ
 ンプルなことを言っているんですよ。今まで政令
 市は両方持っていました、だから、基礎自治体が
 やるような仕事は特別区に税源ごと移します、広
 域行政の部分は税源ごと府に移しますと。ところ
 が、自民党大阪府連を初めとする方々は、何でか
 知らぬけれども、それをするや住民サービスが下
 がると言っているんです。

私はこう思うんです。住民サービスは、急に上がったりすることもないけれども、下がったりすることもないと。なぜなら、事務と税源と一緒に移しているからなんです。それから、区役所なんかも、今でも大阪市役所の出先機関としてあるんです。これからは特別区から……（発言する者あり）ちよっと何か、聞こえないので、申しわけない。

特別区の支所としてこれからも窓口は維持される。窓口は変わらない、税源も変わらない、そういう……（発言する者あり）だって、税源は変わらないですよ。税源は……（発言する者あり）

○渡辺委員長　静肅をお願いします。静肅をお願いします。

○足立委員　今まで市町村がやっていたような仕事に係る税源は特別区に、都道府県が普通やっているような税源は大阪府に、普通に割っているだけなんです。足し算と引き算ができない人が何か声を荒げていますが、足し算と引き算の問題なんです。

それで、大臣、私は、はっきり言つて、この住民投票がこんなことで、本来、きつちりと、協定書というのは総務大臣が意見なしで出しています。が、当然、総務大臣は霞が関に照会をしています。だから、厚生労働省も、その協定書を厚生労働省という役所が見て、いわゆる厚生労働行政を遂行するに当たつて今回の移行は何ら問題ないということ、だから意見なしということで、総務省がまとめて返事を下さいました。

だから、私は、今声が飛んでいるようなことも含めて、全てデマである、こう言わざるを……(発言する者あり) デマ。住民サービスは変わらないんだけれども、冒頭あったように、むしろ……(発言する者あり)

○渡辺委員長 静肅をお願いします。

○足立委員　むしろ、さつき申し上げた都道府県域を超える大都市行政をしつかりとやって、東京と同じように、東京一極集中とよく言われていますが、東の東京、西の大阪がしつかりと経済成長することによって、大臣もこの場で何度も、社会保障を支えるために経済が大事であり、成長が大

事だと、私はずっと議論してきました。大阪がしっかりと成長していくことが必ず社会保障にもかかわってくるんです。マイナスになる理由は一つもありません。

これは極めてシンプルな問題であるにもかかわらず、大臣、市町村合併のときも一緒だったんです。市町村合併のときも、そのようなデマがたくさん流れた結果、十分に市町村合併が進まなかったんです。その結果、医療保険が都道府県に移管されることになったわけです。

だから、やはり、法律を成立させたこの国会において、大都市法を成立させたこの国会において、大都市法に基づいて住民が都区制度を選択したからといって、住民サービスが上がることはあっても下がることはない。もし大阪の自民党が共産党さんと一緒になって住民サービスが下がると強弁をし続けるのであれば、それは、この日曜日の住民投票が極めて、何といえますか、余りデマに振り回されて終わってしまうと残念でありますので、本来、正しく情報を提供する、その責任を果たす。

これは、党の方にはそれは求めません。でも、政府は、政府入りをさせている先生方におかれましては、客観的に言えることはしっかり言っていたことが大阪の住民投票をより公正に実施していく上で大事であると思います。（発言する者あり）

大臣、今いろいろ委員からも不規則発言がたくさん飛んでいます。今回、大都市法に基づいて移行したからといって住民サービスが下がることはない、もし大阪府連がそう強弁しているのであればそれはデマだと、これは国民のためです、ぜひはつきりと、厚生労働行政にかかわる分野だけで結構です、お願いします。(発言する者あり)

○渡辺委員長 静かにしてください。

○足立委員 厚生労働行政にかかわる部分だけでなく、住民サービス、厚生労働行政にかかわる部分について……（発言する者あり）

○渡辺委員長 静かにしてください。

○足立委員 厚生労働行政にかかわる部分について、協定書をチェックされた厚生労働行政のトップとして、これはそういうことではないんだということを確認に御答弁ください。お願いします。

○塩崎国務大臣 いわゆる大阪都構想ということについては、先ほどお話が出た大都市地域特別区設置法というのに基づいて、四月の二十七日に住民投票が告示をされて、五月の十七日に投票が行われるというふうに理解をしております。その成否については、地域の皆さんの判断に委ねら

れているというふうに承知をしているわけであり
ます。

今先生、厚生労働行政にかかわる分野のサービ
スの話がございました。

我々厚生労働省としては、やはり必要な厚生勞
働関係行政が住民サービスとしてきちっと行われ
るということが大事だというふうに思っているこ
ろでございます。

一般論として申し上げれば、政令指定都市の場
合と特別区の場合とで住民サービスがどのように
変化するというのは、一概には言えないのではな
いかなというふうに思います。私も、東京に住ん
でいたこともございます。そして、今こうやって
平日は東京にいて、最近、土日もちよっといるこ
とが多いですけれども。

そうやって見てみると、やはりそれぞれ、今回
地方選挙がありましたけれども、いろいろですよ
ね。いろいろですから、それぞれ首長がどうい
うふうな考え方で、どうやって頑張るのかとい
うことにかかっているのかなということを、この間の
二十三区の区長選挙とか、いろいろなものを見て
みると、そういうような感じがいたします。

○足立委員 まさに大臣がおっしゃるとおりだと
思うんです。これはもうこの委員会、厚生労働
委員会ですとみんなで議論してきたように、本
当に政治が大事だし、それから、地域のそういう
サービスにあつては、首長が一体どういう優先順
位で政策を講じていくかということが本当に重要
になると思います。

加えて、先ほど私から申し上げた経済の問題、
やはり経済活性化、経済成長なくして社会保障は
ないわけです。これは自民党政権の当然の考え方
だと思います。

要は、一体どういう方をリーダーに選ぶか、そ
れから、経済がどういふふう成長しているのか、
この二つが、言ったらよくわからないところで
あつて、それは国民の皆様が私たちと一緒にこれ
から頑張っていくといふ、今各所で、つかさ
つかさでみんな頑張つて仕事をしてくださつてい

るわけでありませう。

でも、それは今でも、大阪市長に変わるので選べ
ばおかしくなるわけで、政令市であつても、大臣
が今おっしゃつた区長さん、市長さん、そういう
のにどういふ方を選ぶにかかわるわけで、それ
は国民主権でありますから当たり前です。なか
なか共産党の首長さんは選ばれないと思ひます
が。

それはともかくとして、それで大臣、今、一般
論としておっしゃいました。ちなみに、大阪で
は共産党と自民党さんが一緒になつて、住民サー
ビスが低下する、こうおっしゃつていますが、何
で一緒にやれるのかわかりませんが、それはおい
ておいて、大臣、先ほど大臣は御答弁で一般論と
しておっしゃいました。

しかし、先ほど申し上げたように、大都市法と
いうのは、経済実態、都市の実態に照らせば、大
阪のためにできた法律なんです。そして、その大
都市法に基づいて住民投票が日曜日に行われるん
です。その協定書は、先ほどからあつた……（発
言する者あり）

大臣が聞こえないとおっしゃつているので、委
員長、ちよっと。いいですか。

○渡辺委員 どうぞ、発言を続けてください。

○足立委員 大臣、厚生労働省は協定書は見られ
ていふんです。そうですね。見られていふんです。
つぶさに協定書をチェックされた厚生労働省とし
て、今回、大阪市民の皆さんが都区制度への移行、
すなわち特別区の設置、これに賛成をされたとき
に、その協定書が実行に移されます。協定書の中
に、厚生労働行政にまつわる住民サービスが低下
するようなおそれがその中で読み取れましたか。
あれば指摘ください。もしなければ、自民党大阪
府連が言っていることはデマだということになり
ます。読み取れたかどうか、そこだけ確認くださ
い。読み取れたのであれば意見を言うべきであり
でも、大臣は、あるいは総務大臣は意見なしと言
つていふんです。だから、私は、協定書の中にそ
ういふおそれは書いていない、こう思つていますが、

いかがですか。

○塩崎国務大臣 残念ながら、私はその協定書と
いうのを拝見していないものですから、ちよっと
判断のしようがないというのが正直なところでご
ざいます。

○足立委員 答えられる方はどなたでも結構です
よ、事務方でも。協定書を読んでいないというの
もちよっと。

大臣、協定書を読んでいないという答弁があつ
ていいんですか。

○塩崎国務大臣 先生はお役所出身ですから御存
じだと思ひますけれども、所管大臣は総務大臣で、
私どもは、合議を役所として受けているはずで
ありますから、役所としてその答えを出している
ので、私には残念ながら上がつてこなかったとい
うことが実態でございますので、御理解を賜られ
ばと思ひます。

○足立委員 通告をしているので、もし大臣がお
答えできないというなら事務方でも結構です。よ
ろしくお願ひします。

もし答弁できないんだつたら、ちよっと時間を
とめてください。

○塩崎国務大臣 申し上げたように、政府として
了承をしたことで、その担当大臣は総務大臣で、
私どもは合議を受けた。その合議を受けた協
定書そのものは私は見ていないということでご
ざいます。御理解を賜りたいというふうに思ひま
す。

○足立委員 塩崎大臣、政府というのは、それぞ
れのつかさつかさの大臣が責任を持つていふん
じゃないんですか。なぜ、総務大臣が合議をし
たものについて、俺は知らぬと大臣が言えるのか、
全くわからないですね。これは大問題になります
ね。事務方も答えられませんか。

要は、省として協定書を見られましたね。それ
は大臣もおっしゃつていふ。そして、住民サービ
スが低下すると今与党を構成しているはずの自
民党大阪府連が言つていふが、総務省から伝え聞
いたのは、霞が関として、それは意見はない、そ

ういうことで返つてきているわけです。東京都で
も、実際に、しっかりと住民サービスは提供され
ていますよ。

だから、大阪市民の方に今回の判断をいただく
際に、医療や介護や福祉や子育ての住民サービ
スが低下すると自民党大阪府連が言つていふこと
については、おかしいですよと言つていふんです
よ。大臣は、それはおかしくないと仰うんですか。
これは自民党の一議員に聞いているんじゃないん
です。日本国の厚生労働大臣に聞いているんです。
（発言する者あり）

○塩崎国務大臣 静かにしていただけたらと思ひ
ますが。

政党が何を言つていふかということとは私がコメ
ントする話ではないと思ひますが、政府としては、
先ほど申し上げたように、特段の意見はありませ
んという答えを政府として返しているということ
は、厚生労働省としても特段の意見はないとい
うことで返しているということと同義だといふ
に思つております。

○足立委員 ありがとうございます。

まさに、厚生労働省として特段意見はないと返
されて、もし、大都市大阪の都心部にお住まいの
大阪市民の皆さんが大都市法に基づいて都区制
度を選択されたら、肅々と、安倍総理も、これをち
んと法整備をしていく、関連の必要な法整備を
していくとおっしゃつていふように、制度はちゃん
とつくられていくことになると思ひます。

このときに、改めて私の方から申し上げますが、
先ほど申し上げたように、政令市というのは、基
礎自治体と広域行政、両方の税源と事務を持つて
います。これを、一般の市町村に係るような、基
礎自治体がやる税源と事務については特別区に移
す。これはもう足し算、引き算の問題です。

そして、広域行政の部分は、今まで、先ほど冒
頭申し上げたように、大都市大阪というのは大阪
府をみ込んで、すなわち、大都市大阪の中には、
大阪府知事と大阪市長あるいは堺市長という三人
の知事見合いの、知事並みの権限を持った人が三

人いるんです、一つの大都市の中に。東京だって七人、八人いるということですが、東京は、東京都が東京都政をしくことによって全体をまとめていっているんですね。東京都を外して東京のあり方を議論することはできません。

それと同じように、大阪を中心とする、阪神域まで広がる、神戸や京都にも影響を与えるような大阪都市圏、大都市大阪については、それを既に見込んでしまっているところの大阪府が、しっかりと一元的に、二元や三元ではなくて、一元的に大都市政策を講じていくことによって、大阪が東京と同じように、都区制度で……

○渡辺委員長 足立君に申し上げます。

既に時間が経過しているので、質疑を終了してください。

○足立委員 時間が来ていますね。

終わりますが、そうした形で経済を引っ張り、そして、そこで出てきた財源をしっかりと医療、介護、福祉、子育てに向けていく、これが大阪都構想であり、ぜひ、政府におかれましては、引き続きサポートをいただきますよう改めて……（発言する者あり）

○渡辺委員長 終わりにしてください。

○足立委員 終わりますね。

法律を、大都市法を成立させた自民党と公明党がつくっている政権である安倍政権におかれましては、引き続き、国の立場から御指導いただきますよう、よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。本日は、いわゆる子宮頸がんワクチン、HPVワクチン問題について質問させていただきます。予防接種法改正で定期接種が始まったのが二〇一三年の四月、わずか二カ月で厚労省は積極的に接種を勧めるのを一時中止すると発表、現在も再開はされていません。

昨年一月、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応部会は、接種後の局所の疼痛等が心

身の反応を惹起したきっかけになったことは否定できない、一カ月以上経過してから慢性的な症状が発症している例は、接種との因果関係を考える根拠に乏しい、こういうまとめをしたわけですね。ただ、その以降、報告書はまだ出されておられません。

このことの意味、つまり、厚労省はこれを受けてどこへ向かっているのかということ、取り組んでいる内容について、簡潔にお答えください。

○新村政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省におきましては、HPVワクチンの接種後に多様な症状を呈する患者さんにつきまして、三つの対策を講じております。まず、各県に少なくとも一つの協力医療機関を選定すること、二つ目に、副反応報告が確実に行われるよう医療機関に要請すること、三つ目に、副反応が報告された患者の追跡調査の強化ということでございます。

現在、追跡調査の結果を整理しているところでございまして、その調査結果も踏まえ、健康被害救済やワクチンの安全性についての検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋(千)委員 今答弁いただいた三つの内容について、まず資料の一枚目につきました。身近な医療機関で適切な治療を受けられる、ここだけ聞くと大変いいことですね。実際そうなのではないかというのが問題なわけです。

順々に聞いていきたいと思うんですけれども、まず、協力医療機関が全国に七十ということ、先ほども答弁があったように、全都道府県が一応一つは設置をされたということであり、さらにふやしていくのでしょうか。

また、資料の二枚目に協力医療機関のリストをつきました。これは、見ていきますと、窓口診療科というものがあっていて、どんな科が窓口になっているのかというのがわかるんですけれども、北海道大学病院はHPVワクチン副反応支援センターというセンターを設けておりますが、それ以外のところはさまざまであります。リハビリ

だったり神経内科だったり産婦人科だったり、あるいはペインクリニックだったり。

そうすると、先ほど重徳委員の質問に対して、協力医療機関というのはどういう要件があるのかというので、三つお答えになりました。これは繰り返す必要はありません。私が聞きたいのは、担当医が一人いればいいというわけではないはずだ、そこを確認したい。一つの診療科でおさまる話ではないと思う。当然、総合的な検討を病院の中でもしていかなければならない。そういう点でどのように考えているのか、伺います。

○新村政府参考人 協力医療機関の具体的な要件は繰り返しませんが、御質問の件に関しましては、さまざまな症状、病態を示す患者さんがおられますので、単一の診療科だけで対応できない場合もあり得ます。

したがって、整形外科ですとか神経内科、小児科など複数の診療科があつて、それぞれ協力をして対応するといったような、さまざまな領域の診療を提供するための体制が整っている、こういったことを要件の一つとして定めているところでございます。

○高橋(千)委員 そうなんです。単一ではないということ、みんなで総合的に検討していく必要があるということなんだと思うんですけれども、実際にはやはりそういう対応ができていないじゃないかということなんです。

先日、私も当事者の女性にお会いしてお話を聞く機会がありました。お友達が新たな進路に踏み出すときに、自分はどうすることもできない悔しさ、しかも記憶が薄れてきている。非常に残酷に思いました。

お聞きしますと、やはりさまざまな症状が出ているんだけど、疼痛や運動障害、よく言われるから発症する方もいらつしやる、もつとたつていられる方はいらつしやる。だけれども、共通して訴えられるのは、一つは動機です。今受けてと無料だから、国が推奨しているからやはり今受ける

べきなんだろうな、三回受けなきゃいけないから年齢的にも今なのかなというふうな動機があつたと。

それから、もしやということでも受診しても異常はない、検査しても異常はない、精神的なものではないかと言われたり、それどころか、仮病テレビでいろいろ報道があつて、その人のまねをしているんじゃないかななどということ、医療機関でそういうことを言われるということ自体、本当に許せないと思うんですけれども、結局、そうやって窓口で理解されずに転々としているのが共通している問題だと思いませんか。

でも、これは、今最初に私はざらつと読みましたけれども、副反応部会で、副作用はワクチン成分は原因ではなく、接種時の痛みが心身の反応を引き起こした可能性が高いとされたこと、だからそういう対応になっているんじゃないですか。国の機関がそうやって言ったんだから、あなた、それは気の迷いでしょ、努力すれば治るんだ、そんなことを言っている人だっているんですよ。幾ら身近に通える医療機関がいっぱいできたとしても、入り口でそうやってはねつけられてしまったら、全然治療にも原因究明にも結びつかないと思います。大臣、どうされますか。

○塩崎国務大臣 先ほど来、局長からも答弁申し上げているように、協力医療機関については、整形外科とか神経内科とか小児科等の複数の診療科があつて協力を得られるなどの、さまざまな領域の診療を提供するための体制が整っていることを要件の一つとしているわけでありまして、窓口となる診療科にかかわらず、患者に対して、関係する診療科間で情報共有を十分し、適切な診療を実施することを求めているわけでございます。

また、この協力医療機関において診療に従事する医師らに対しても、厚生労働科学研究班が中心となって専門医師による研修等を実施しております、今後とも、研修等を活用して、患者への適切な医療が提供されるように質の向上に努めて

まいりたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 大臣、研修もいいですし適切な医療もいいですけども、私が言ったように、まづ入り口で、心の問題でしようとか、そういうことが絶対ないように徹底すると約束していただきますか。

○塩崎国務大臣 それは、広く御意見や症状を聞いて、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 確認いたしました。

副反応報告、様式がさまざまあるわけですが、でも、ヒトパピローマウイルス感染症については、発症までの時間が、アナフィラキシーは四時間、ギラン・バレー症候群は二十八日、期間が決まっていた。その他、医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、死亡または障害に至るおそれのあるもの、要するに、報告書を見ますと、重いというのと重くないというのをチェックするわけですね。そうすると、ある意味、かなり医師の主観で決められるというおそれもある。ですから、症状がかなり限定されてきていることと、期間が決められてきて、一月じゃないと副反応の申請自体もできないような、そういう状況でした。

これも改正したはずですが、お答えをください。○新村政府参考人 副反応報告におきましては、アナフィラキシーとかギラン・バレー症候群などに加えまして、その他というカテゴリーで、個々に医師が予防接種との関連性が高いと認める場合には、重篤なものを報告の対象としております。ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の多様な症状も、これに該当する場合に報告をされておりました。

副反応報告の対象となる症状のうち、アナフィラキシーやギラン・バレー症候群などにおきましては、接種から発症に至るまでの期間を定めておりまして、その期間内に症状が確認された場合に報告を行うこととされております。

一方で、その他の症状につきましては、従来よ

り、接種から発症に至るまでの期間を限定せずに、予防接種との関連性が高いと医師が認める期間内であれば報告の対象としてきたところでございます。

さらに、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の多様な症状がきちんと報告されるようにするため、昨年九月に通知を改正しております。それによりまして、疼痛や運動障害などの多様な症状が、接種から発症までの期間にかかわらず報告対象であるということを明確にしているところでございます。

○高橋(千)委員 多様な症状がきちんと報告されるようにするためと、今の答弁は非常に重要だと思ふんですね。やはり最初に医師の主観ではじかれてしまうということがないように徹底をいただきたいと思ひます。

それで、ワクチンを接種したのは何人ぐらいかというの、延べでいうと八百九十万人くらいだろう、アンプルの数からいってそうなるんじゃないかということ、実数で、二回、三回と一人の人が受けなければならぬので、三百四十万人というふうなことが大体言われているわけですね。それで、被害者連絡会の方たちは、接種者全員の追跡調査、非接種者と比較対照する疫学調査の実施を求めているわけですが、やるべきではないでしょうか。大臣に。

○塩崎国務大臣 今先生から御指摘、御提案のある接種者全員に対する調査、これにつきましては、厚労省としても専門家とよく相談をしてみたい、したけれども、まず、症状が多岐にわたって、かつ御本人の申告に基づくものであることから、医学的な評価が難しいデータも収集されてしまうという可能性があるので、それから、接種は約二年以上前の出来事であるために、過去の症状について曖昧な記憶をたどるということもあり得るということがございます。さらに、対象者が、今お話がございましたように、三百四十万人という非常に多い人数であることなどの課題があると考えております。

厚生労働省としては、副反応報告があつた接種者に対する追跡調査の結果をもとに症例の把握に努めているところでございまして、改めて接種者全員の調査をすることは現時点で考えているわけではございません。しかし、得られたデータについて関係の審議会において引き続きしっかりと検討をしていきたいと考えておりまして、先ほど申し上げたように、この追跡調査のデータがそろったわけでありまして、これを分析をきっちりして、できるだけ早く公表できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○高橋(千)委員 もちろん、いろいろな困難はあると思うんですね。でも、二年、三年たつてよいうやつと、もしや自分はワクチンと関係があつたのではないかといろいろな報道を見て初めて気がついた方もいらっしゃるわけですし、また、症状があつてもすぐに治つた方たち、それはすぐにどういふ症状だったかというのは意外に答えられないわけですね。そういう方たちも含めて追跡をしていくことが大きな意味があるんじゃないかということを目指しておりますので、ぜひ検討をいただきたい。

同時に、やはり全数調査に近づくための構えというんでしようか、伺いたいと思うんですが、昨年の八月二十九日、ですから田村前大臣の記者会見のとき、つまり、この三つの対策を発表した記者会見のときにこういうことを言っているんですね。

過去の同様の症状により医療機関を受診した方についても、これは対象とする、よく全数の調査という話もありますけれども、そういう意味では、こういう症状がある方々はどこかの医療機関には受診されているわけでございますので、そういう受診をされている医療機関から、副反応の可能性のある、そういうような情報に関しましてはしっかりと御提供いただくということです。それから、そういうような事例のある方に関しましてはしっかりと情報をごちらとして把握していく、過去のものに關しても掘り起こして把握していく、このよう

に答えているわけですね。

ですから、大臣がかわつたからそれはしないよという話ではないと思ふんですね。

さつきも、重篤な症例が二千四百七十件から二千六百件にふえましたとおっしゃいましたよね。副反応報告を改善したんですから、ふえるのは当たり前ですね。当たり前なはずなんです。それをきちんとやっていって、少しでも調査の数をふやしていく、全数調査に近づけていく、そういう姿勢を持っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 さつき申し上げたように、我々としてまずやるべきことは、二千六百余りの追跡調査の身をきつちりと分析して、そして、症状の内容とか程度とか治療の身身とか、そういうものをしっかりと踏まえた上で結論を出していくということが大事ではないかというふうに思っておりますので、我々としては、まずそれをやるべきだというふうに考えております。

○高橋(千)委員 これは局長でもいいんですけども、さつき私が言ったこと、間違っていないわけですね。要するに、報告の仕方を改善しているわけですから、当然ふえますよね。今も数字はふえているわけですから。だから、二千六百件になつたからそれでいいという話ではなくて、きちつと、広がっていても、それをちゃんと調査していくというところでよろしいですね。

○新村政府参考人 先ほどおっしゃいましたように、去年、前大臣のときに発表した後、通知も出しまして、既に副反応報告が出ている症例もございまして、過去の例も含めて十分な報告を求めているということでございますし、転院している例とか、本人が把握しにくい例などもございまして、医療機関、あるいは市町村も必要な場合には含めて、できるだけ把握をして漏れがないように努めているところでございますので、今後とも引き続き努力していきたいと考えております。

○高橋(千)委員 次に、資料の三枚目は、先ほど

重徳委員が使った資料とちよつとダブつてしまひましたので、読んでいる時間をもつたいたないので、質問だけを伺いたいと思つてゐます。

一つは、審査が非常におくれているという問題、これを早く改善してほしいということ。やはり私は、それも、さつきから言つていふように、副反応部会が因果関係があると言えないとか心理的なものじゃないかと言つたことがブレイキになつてゐるんだと思つてゐる。

だけれども、それではもう見ていられない、原因がわからないから何もできないというのは困るというので、自治体が助成を始めた。だったら、そこに支援をするとか、何か知恵は使ひようがあると思つてゐる。何らかのことを考えるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○新村政府参考人 ワクチンの健康被害救済の面でございますけれども、医学的な知見に基づいて専門家による議論が必要でございまして、新しいワクチンであるHPVワクチンにつきましては、現在、医学的な知見の収集を行つてゐるところでございます。

先ほどからお話ししておりますように、HPVワクチンの副反応につきまして、病態などを全体的に把握、解明すべく、昨年の秋から開始した追跡調査を集計、分析中でございます。その結果を踏まえて、その後、救済に係る審査を行う関係審議会がございまして、そこで、HPVワクチンに関する個々の方の申請につきまして、その審査を速やかに進めていきたい、かように考えてございます。

○高橋(千)委員 これは重ねて指摘をしたい、要望したいと思ひます。

それで、資料の四枚目を見ていただきたいと思ひます。ちよつとちよつと申して申しわけないんですけども、タイトル、私達は、子宮頸癌ワクチンの正しい理解を求め、その接種を推奨します。というアピール文があつて、ちよつとちよつと書いてあるんですけども、HPV JAPAN という団体でございます、任意団体。「賛同する」とい

うのがあつて、インターネットでクリックをする署名が集まる、そういう格好になつておりまして、三月三十一日に発表いたしました。賛同者は四月三十日現在で三百三十三名に達している、お医者さんたちが賛同しているということなわけですが、私はこれは非常に問題があると思つてゐるんです。

例えば、前文の二行目から見ていただきたいと思つてゐるんですけども、「国内では、噂、思い込み、紛れ込み、仮説などを大きく扇情的に取り上げる報道記事や番組によって、多くの国民が誤解をしております。」もう最初から、うわさ、思い込み、紛れ込みだ、こう決めつけてゐる。諸外国では不適切な記事の取り下げが行われているのに、日本では反対運動のみが掲載される事態などと指摘をしております。

私は、これは正確ではないと思ひます。厚生省が追跡調査する、あるいは厚生労働科学研究などで深掘りしていく、そういう中で慎重に検討しようとしてゐることにさへ批判をしてゐることになるんです。

その内容について大臣は承知してゐるんでしょうか。また、このことについては、資料そのものを配りますからということでのう通告してありますので、もし感想をいただけたらお願いしたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 今御指摘をいただきました任意団体が出ております三月三十一日の声明、これについて、存在はもちろん承知をしてゐるわけですが、これは任意団体の活動内容でございますので、私どもとしてお答えする立場にはないというふうと思つております。

○高橋(千)委員 この声明文は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が厚労大臣宛てにHPVワクチン被害問題全面解決要求書を提出した日と偶然にも一緒でありました。合わせたのかもしれない。それで、例えば、何年も原因不明の症状に悩んでいた少女たちがこの報道を見て、要するに、テ

レビのそういうワクチンのせいかもしれないと訴えてゐる方たちの報道を見て初めて、自分もそうかもと思つてゐるわけなんです。だから、報道されなければ、一人一人が原因がわからないことのつらさのうちに将来の希望を奪われていた。それを、因果関係がわからないんだからワクチンのせいではないと言ひ切れるはずはないんです。だから調査をしてゐるのではあませんか。

そういう人たちのことを、最初の塊の段落の下から六行目ですが、「恐ろしいケースを何例も紹介し、恐ろしいと。でも、それが実態なんですから。」関連をほめかすことで、ワクチンが引き起こしたという間違つた印象を読者や視聴者に与えました。

しかも、左下の段落を見て下さい。これは、ワクチン接種後に交通事故で亡くなつたケースや、ワクチン接種後に成績が向上して高校、大学に合格したことを、HPVワクチンのせいだ、いや、おかげだと呼ぶでしょう、こう言つてゐるんです。

つまり、接種後に起こつたこと、交通事故に遭つたのを、それまで、接種後だからワクチンのせいだ、こんな極端なことを誰か言つたりしてゐるんです。事実、おかしうありませんか。局長でいいです、お答えください。

○新村政府参考人 この団体、任意団体の活動でございまして、厚生労働省としてお答えする立場にはない、大臣も申し上げたとおりでございます。

私どもとしては、HPVワクチンの副反応について、追跡調査もし、専門家の意見も聞いて、今、十分にこの調査分析をするべきということで進めてゐるところでございます。

○高橋(千)委員 答える立場にないと言つていますが、追跡調査もし、専門家の意見も聞いて、今、十分にこの調査分析をするべきということで進めてゐるところでございます。関係ないと言つてゐるんですよ。そういうことに対して、お答えする立場にないでいいんですか、こんな極端なこと

を誰か言つたんですかということを指摘してゐるわけなんです。

時間の関係でちよつと次に進みますけれども、HPVワクチンが承認審査中の二〇〇八年の十一月に設立されて、子宮頸がん検診の向上とHPVワクチンの早期承認、公費負担の実現を掲げて広報啓蒙活動などに取り組んでゐる、子宮頸がん征圧をめざす専門家会議という団体がございまして、当然御存じだと思います。

この会の議長が、ここに書いてあるように、呼びかけ人の野田起一郎氏であり、実行委員長が今野良氏であるわけでありまして。この方たちが呼びかけ人になつてゐる。ですから、HPV JAPAN と専門家会議、この両者の関係はどうなつてゐるんでしょうか。御存じなら教えてください。

○新村政府参考人 この両団体ともに任意団体ということでございまして、両団体の関係ということも承知してございませぬけれども、見る限り、一部の参加者の氏名が両方の団体のホームページに掲載されてゐる、重複してゐるということは確認しております。

○高橋(千)委員 見る限り一部の方が重複。ですから、言つてゐるじゃないですか。議長と実行委員長が呼びかけ人なんです。

これは実は三十一日に出されたんですけども、そのときには連絡先電話番号が書いてあつたんです。その電話番号が専門家会議の電話番号と一致しました。これをオンブズパーソンに指摘されて、翌日削除してゐるんですよ。もうこれは実態は一緒だ、一緒だというか、メンバー全部が一緒じゃないかもしれませぬ、だけれども、専門家会議でやりにくいことをこういう形でやつてゐるとも言えなくもないわけです。

なぜそういうことを私が今指摘するかといふと、資料の五枚目に二月二十日付の毎日新聞をつけておきました。子宮頸がんワクチン普及団体、今私が言つてゐる専門家会議ですけども、産婦人科医らでつくる任意団体なわけですが、製薬会社の支援という

ことが未公表になっているという見出しになっています。

これは、アンダーラインを私が引ききましたけれども、製薬会社から二年間で七千万円以上の資金提供を受けていました。事務局の所在地は公表していない、専門家会議ですよ、収支も公開してない。だけれども、一方の製薬会社は資金提供にかかわる情報公開をしていますので、これを見ると、一二年度は子宮頸がんワクチンの国内製造販売会社であるグラクソ・スミスクラインとMSD、二社から計三千五百万円、一三年度は計三千八百五十万円、逆に言うと二社しかないんですね、合わせて七千万円ですよ。今ももらっているということがわかっております。

また、二〇〇九年四月に退職したGSKの元マーケティング部長が、専門家会議と委託契約を結んでセミナーの講師、つまり普及啓発の先頭に立っていた。下手すれば労務提供になるのではないかと思うんですね。

そうすると、これらはやはり実質、製薬会社によるワクチンの販売促進活動に当たっているのではないかと、製薬協のコード・オブ・プラクティス、プロモーションのコードに触れるのではないかとという指摘がありますけれども、どうでしょうか。

○二川政府参考人 日本製薬工業協会のコード・オブ・プラクティス、これは、製薬企業と研究者、それから医療関係者、患者団体等の交流を対象とした行動基準ということで、日本製薬工業協会が自主的に制定しているルールでございます。

したがって、その遵守が求められますのはあくまで製薬企業でありまして、専門家会議はその対象とはなっていないわけでございますけれども、このコードにおきましては、製薬企業が直接作成する資料ではなくて第三者が作成する資料であつても、製薬企業が関与をしている場合には、その場合に企業名が明示されていない、そういった場合にはプロモーションコード違反に該当することがあり得るというふうに、私ども、製薬工業協会の方から聞いているところでございます。

したがって、現在、この自主ルールを策定しております日本製薬工業協会が調査を行っているところというふうに承知をしております、私も厚生労働省といたしましても、できるだけ速やかにその調査結果につきまして報告をいただけるよう求めているところでございます。

○高橋(十)委員 今、該当することがあり得るという答弁でありました。

これは、国際製薬団体連合会のコード・オブ・プラクティスによりまして、やはりプロモーションは偽装されてはならない、後援されている場合は誰の後援なのかを明確に書かなきゃいけないと書いています。そして、日本製薬協は、それを遵守しつつさらに高いレベルのコードを持っているというふうに自分たちが言っているんですね。でも、直接であれ間接であれ、影響を与えるおそれのある金銭などを提供してはならないとやっている。だから、今そういう答弁があつたんですね。

任意団体、任意団体と言っているんですけれども、逆に言うと、任意団体を隠れみのに、本来、製薬企業が規律違反を行っているとしたらこれは問題はないのか、きちんと調査するべきだと思いますが、大臣、一言お願いします。

○塩崎国務大臣 今、任意団体の活動の話が大分出ましたが、これはあくまでも任意団体の活動でございますので、お答えする立場にはないと思います。

御指摘のこの団体の声明においては、賛同は個人の見解によるものでございまして、所属する機関とか施設を代表するものではないことが明記されていると承知をしております。

このため、所属する医師が賛同することによって、協力医療機関としての機能を果たす上で支障を来すということではないというふうに考えているところでございます。

○高橋(十)委員 一言だけ。指摘だけで終わります。

今、大臣は、私が質問していないのに次の質問の答弁を言っているんですね。

私が指摘したのは、任意団体を隠れみのにして、このことをちゃんと受けとめるということなんです。

そして、大臣が答弁したのは何かというと、このメンバーが協力医療機関のメンバーにもなつていて、八十二名、数えました。窓口の、同じ人が。それを今そうやって、直接、機関の代表ではないからということで言っているんですね。

だけれども、そういう方たちが頭から、あなたは心理的なものでしょうということをやつたら、本当に患者さんが二度、三度傷つくではありませんか。

このことを本当に指摘して、残念ですが、時間が来たので終わります。

○渡辺委員長 次に、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

労働者派遣制度は、我が国の労働市場の中で、労働力の迅速かつ的確な需給調整を行うという重要な役割を果たしています。

一方で、業務単位で期間制限を設けている現在の制度はわかりにくいとの指摘もなされており、労使双方にとってわかりやすい制度とするとも

に、派遣労働が雇用と使用の分離した形態であることに伴う弊害を防止する必要があります。

このため、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするの考え方のもとに新たな期間制限を設けることとするほか、労働者派遣事業の質の向上を図り、派遣労働者の正社員化を含むキャリア形成を支援する等の仕組みを設けることで、派遣労働者のより一層の雇用の安定、保護等を図ることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすることとしております。

第二に、厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするの考え方を考慮しなければならぬものとするとともに、業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けることとしております。また、派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、派遣元事業主は派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならぬこととするともに、派遣先は、賃金的情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。御審議の上、速やかに可決していただくことを

お願いいたします。
○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
今回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後五時十五分散会

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正
改正する法律

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可等」を「許可（第五条―第二十二
条）に改め、

第二款 特定労働者派遣事業（第
五条―第十五条）を削る。

第十六条―第二十二号）を削る。
第二条第四号及び第五号を削り、同条第六号

中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に
改め、又は第十六条第一項の規定により届出

書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」と
いう。）を削り、「以下この号において」を「第

三章第四節を除き、以下」に改め、同号を同条
第四号とする。

第四条第一項第三号中、「第二十三号第二項」
を「並びに第二十三号第二項」に改め、並び

に第四十条の二第一項第一号」を削る。
第二章第二節の節名中「許可等」を「許可」
に改め、同節第一款の款名を削る。
第五条の見出しを「（労働者派遣事業の許可）」
に改め、同条第一項、第二項第三号、第三項及
び第四項中「一般労働者派遣事業」を「労働者

派遣事業」に改める。

第六条第四号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、及び「又は命令」を削り、同条第五号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）及び「又は命令」を削り、同条第六号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令」及び「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削り、同条第七号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削る。

第七条第一項第二号中「もの」の下に「として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第八条第一項及び第二項並びに第十条第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十一条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改める。

第十三条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十四条第一項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、同項第二号中「第二十三号の二」の下に、「第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」を加え、同項第四号中「又は第二十三号の二」を、「第二

十三号の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改め、同条第二項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第十五条中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第二章第二節第一款の款名を削り、第十六条から第二十二号までを次のように改める。

第二十三条第一項中「一般派遣元事業主及び派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）を「派遣元事業主」に改める。

第二十四条中「以下「労働者派遣法」という。）を「派遣元事業主」に改める。

第二十五条中「以下「労働者派遣法」という。）を「派遣元事業主」に改める。

第二十六条第一項第二号中「場所」の下に「並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に關して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している」を「受けている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について」を削り、「基づく労働者派遣」の下に「（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）」を加え、「当該業務」を「当該労働者派遣の業務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務」に改め、同項を同条第四

項とし、同条第六項中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について」を削り、「当該業務」を「当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十条を次のように改める。
（特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等）
第三十条 派遣元事業主は、その雇用する有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号の措置を講ずるよう努めなければならない。

一 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること。
二 派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限る。）の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。
三 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないうちに雇用することができるよう雇用機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものその他の雇用の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものを講ずること。

2 派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に係る前項の規定の適用については、同項中「講ずるよう努めなければ」とあるのは、「講じなければ」とする。

第三十条の三 中「前二条」を「前三条」に改め、「就業の機会」の下に「派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。」を加え、同条を第三十条の四とする。

第三十条の二 第二項中「当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者」をいう。第四節を除き、以下同じ。」を削り、同条を第三十条の三とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

(段階的かつ体系的な教育訓練等)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるよう教育訓練を実施しなければならない。

この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者(期間を定めないで雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。

第三十一条の二に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該派遣労働者に説明しなければならない。

第三十四条第一項中「次に掲げる事項」の下に「(当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項第三号中「第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する」を「当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の」に、「同項」を「第四十条の二第一項」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日

第三十四条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項」に改め、「係る」の下に「事業所その他派遣就業の場所の」を加え、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所の業務」に改める。

第三十五条第一項第二号中「期間を定めないで雇用する労働者であるか否か」を「無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるか」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第三十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(労働者派遣の期間)」を付し、同条第二項を削る。

第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)を行つてはならない。

第三十六条中「除く」を「除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改め、同条第一号中「第三十五条の二第二項」を削り、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関すること。

第三十七条第一項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容

第三十七条第一項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「場所」の下に「及び組織単位」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)

令で定める者であるか否かの別

第三十八条中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第四十条第三項中「派遣先は、第三十条の二」を「前項に定めるもののほか、派遣先は、第三十条の二及び第三十条の三」に改め、「情報」の下に「当該派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「給食施設」を削り、「いるもの」の下に「前項に規定する厚生労働省令で定める福利厚生施設を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 派遣先は、第三十条の三第一項の規定により賃金が適切に決定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報又は当該業務に従事する労働者の募集に係る事項を提供することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるよう配慮しなければならない。

第四十条第一項の次に次の二項を加える。

2 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するその雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対しても、これを実施するよう配慮しなければならない。

3 派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対

しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならぬ。

第四十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「労働者派遣の役務の提供を受ける期間」を付し、同条第一項中「同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）」を「業務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

第四十条の二第一項第一号を次のように改める。

一 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣
第四十条の二第一項第四号中「業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定める場合における当該労働者の業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「該当する業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣
第四十条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の派遣可能期間（以下「派遣可能期間」という。）は、三年とする。

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して労働者派遣（第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日（この

項の規定により派遣可能期間を延長した場合にあつては、当該延長前の派遣可能期間が経過した日）以後当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間（次項において「意見聴取期間」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、三年を限り、派遣可能期間を延長することができる。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第四十条の二第四項中「前項の期間を定め、又はこれを変更しよう」を「派遣可能期間を延長しよう」に、「あらかじめ、」を「意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等（」に、「労働組合に對し」を「労働組合」に、「に對し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする」を「をいう。次項において同じ。）」の意見を聴かなければならない」に改め、同条第六項中「第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号」を「第一項第二号、第四号若しくは第五号」に、「若しくは改正を」を「又は改正を」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更した」を「第三項の規定により派遣可能期間を延長した」に、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 派遣先は、前項の規定により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説

明しなければならぬ。

第四十条の四を削る。

第四十条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特定有期雇用派遣労働者の雇用）」を付し、同条中「場所」の下に「における組織単位」を加え、「前条第一項各号に掲げる業務を除く。」及び「前条第一項の派遣可能期間以内」を削り、「期間労働者派遣」を「期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）」に、「派遣労働者であつて次の各号に適合するもの」を「特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）」に改め、同条各号を削り、同条を第四十条の四とする。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

第四十条の三 派遣先は、前条第三項の規定により派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けてはならない。
第四十条の五を次のように改める。

（派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知）
第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の同一の事業所その他派遣就業の場所において派遣元事業主から一年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該事業所その他派遣就業の場所において労働に従事する通常の労働者の募集を行うときは、当該募集に係る事業所その他派遣就業の場所に掲示することその他の措置を講ずることにより、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該派遣労働者に

周知しなければならぬ。

2 派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る前項の規定の適用については、同項中「労働者派遣」とあるのは「労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）」と、「通常の労働者」とあるのは「労働者」とする。

第四十一条第一号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項」に改める。

第四十二条第一項中第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
第四十二条第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
第四十二条第三項中「第一号」を「第三号」に改める。

第四十四条第五項中「以下「労働者派遣法」を「昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」に、「第三項及び第四項」を「から第三項まで」に改める。
第四章中第四十七条の三を第四十七条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業主団体等の責務）
第四十七条の三 派遣元事業主を直接又は間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）とする団体（次項において「事業主団体」という。）は、労働者派遣事業の適正な運

営の確保及び派遣労働者の保護等が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

2 国は、事業主団体に対し、派遣元事業主の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。

第四十八条第三項中「又は第二十三条の二」を、「第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「及び第二十三条の二」を、「第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条の二第二項中「第四十条の四、第四十条の五」を、「第四項若しくは第五項、第四十条の三」、「第四十条の二第二項若しくは」を、「第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは」に、「措置若しくは」を「措置又は」に改め、「又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきこと」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条第二号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第四号中「又は第二十一条」を削る。

第六十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第四十九条の三第二項の規定に違反した者

第六十一条第一号中「第五条第三項」を「又は第五条第三項」に改め、「第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類」を削り、同条第二号中「第十九条第一項、第二十条」及び「若しくは第十九条第一項」を

削り、同条第三号中「第三十五条の二第二項」を「第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第四項中「以下「特定製造業務」という。」を削り、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、附則第五項を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十八号の改正規定中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同法第三十五条の四の改正規定中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改め、同法第四十条の六を同法第四十条の九とし、同法第四十条の五の次に三条を加える改正規定のうち第四十条の六第一項第三号中「こと」の下に「同条第四項に規定する意見の聴取の手續のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十条の三の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十九号の二の改正規定中「改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする」を「改める」に改める。

附則第十一条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の改正規定中「第四十条の六」を「第四十条の六まで」に、「第四十条の九」を

「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、「第三十四条第一項第二号及び」を削り、「及び第三十九条」を「第三十九条」に、「第三十九号」を「第三十九号」に、「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に、「同表第三十六号の項」を「同項」に改める。

附則第十三条のうち、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十三号の改正規定中「第二十三号中、第四十条の六」を「第二十三号及び同条の表第二十五号の項中、第四十条の六まで」に、「第四十条の九」を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に、「第三十六号第六号の項」を「第三十七号第一項第四号の項」に改め、同法第二十三号の表第四十一号第一号の項の改正規定中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、新法の規定について速やかに検討を行うものとする。

3 政府は、派遣労働者と派遣労働者の従事する業務と同一の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

（一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「旧法」という。）第五条第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る同項の許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第十条の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第五条第二項の規定によりされた許可の申請は、新法第五条第二項の規定によりされた許可の申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により交付を受けている許可証は、新法第八条第一項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

（欠格事由に関する経過措置）

第四条 新法第六条第四号から第七号までの規定は、施行日以後に同条第四号に規定する許可の取消しの処分を受けた者（当該者が法人である場合にあっては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第六号に規定する届出をした者（当該者が法人である場合にあっては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者）について適用し、施行日前に旧法第六条第四号に規定する許可の取消し若しくは命令の処分を受けた者（当該者が法人である場合にあっては、同条第五号に規定する当該法人の役員であつた者）又は同条第六号に規定す

る届出をした者(当該者が法人である場合にあっては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者)の当該許可の取消し若しくは命令の処分又は届出に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間(当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第五条、第七条から第十条まで、第十一条第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、第十四条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を

新法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第十一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成二十七年改正前法」という。))第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第二十六条第三項中「第五条第一項の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定による労働者派遣事業を行う者は、旧法第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第三章第四節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に

基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第三章第四節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法昭和二十二年法律第一百四十一号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 前二項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(労働者派遣の期間に係る経過措置)

第七条 新法第三十五条の三の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に関する経過措置)

第八条 新法第三十七条第一項第八号及び第四十二条第一項第九号の規定は、施行日以後に行われる教育訓練について適用する。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する経過措置)

第九条 新法第四十条の二の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用し、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、なお従前の例による。

2 新法第四十条の三の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 施行日前にした行為並びに附則第五条及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(医療法の一部改正)

第十二条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二十五第二項中「若しくは同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十一号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十七の項中「第十六条第一項若しくは第十九条」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十五条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第五項中「第二条第四号」を「第二条第三号」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第六項の表以外の部分中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「第一章第二節第二款」を削り、「第一条第六号」を「第二条第四号」に、「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に改め、同項の表第五条第二項の項及び第六条の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に

改め、同表第六条第四号の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ」及び「又は命令」を削り、同表第六条第五号の項及び第六条第六号の項を次のように改める。

第六条第五号

第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人

取消し

当該法人の

第六条第六号

労働者派遣事業の許可の取消し

当該シルバー人材センターの
労働者派遣事業の廃止の命令

第四十二条第六項の表第六条第七号の項中「又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出」を削り、同表第十四条第一項の項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四条第一項第四号

第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条

又は第二十三条の二

第四十二条第六項の表第二十六條第四項の項中「第二十六條第三項」に、「受け」を「受けている」に改め、「第五條第二項」の下に「の規定により届出書を提出している」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十条の四

前三条

前二条

第四十二条第六項の表第六十一条第一号の項中「第五條第三項」を「又は第五條第三項」に、「同條第三項」を「又は同條第三項」に改め、同條第七項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十六条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第三十条第二号」を「第三十条第一号及び第二号、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二号、第三十

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十三号

平成二十七年五月十三日

項まで、第二十七条から第二十九条の二まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九條第二項の項中「第二十六條第四項から第七項まで」を「第二十六條第三項から第六項まで」に改め、「第四十条の二第五項」を削り、同表第二十六條第四項の項中「第二十六條第四項」を「第二十六

条第三項」に改め、「の許可を受け、又は第十六條第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「の許可を受けている旨」を削り、同表第二十六條第五項の項中「第二十六條第五項」を「第二十六條第四項」に改め、同表第三十条第三号の項及び第三十四條第一項第二号及び第三十九條の項を削り、同表第三十五条の三第一項の項の次に次のように加える。

第三十条の見出し

特定有期雇用派遣労働者等

有期雇用送出労働者等

第三十条第一項

有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）

有期雇用送出労働者（期間を定めて雇用される送出労働者をいう。以下同じ。）

特定有期雇用派遣労働者等
次の各号

有期雇用送出労働者等
第二号から第四号まで

第三十条第一項第四号

前三号

前二号

第三十条の四

前三条

第三十条第一項第二号から第四号まで及び前二条

第三十四條第一項

次に

第一号、第二号及び第四号に

第三号及び第四号

第四号

第二十六條第一項各号

建設労働法第四十三條各号

第四十四条の表第三十五條の三第一項の項中「第三十五條の三第一項」を「第三十五條の四第一項」に改め、同表第三十六條の項の次に次のように加える。

第三十七條第一項第四号

場所及び組織単位

場所

第三十九條

第二十六條第一項各号

建設労働法第四十三條各号

第四十四条の表第四十九条の二第二項の項を次のように改める。

第四十九条の二第二項	、第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項
------------	---	--------------------------

第四十四条の表に次のように加える。

第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条第三号	第三十六条
----------	------------------	-------

(港湾労働法の一部改正)

第十七条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「特定労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二条第五号」を「第二条第三号」に改め、「をいう。」の下に「であつて、当該事業の業として行われる労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。の)の対象となる派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。が常時雇用される労働者のみであるもの」を加える。

第十二条第二項第四号中「(労働者派遣法第二十一条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。及び(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。を削る。

第二十三条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六」を「第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで」に、「第二十三条第一項」を「第二条第四号」に改め、同条の表第二十五条の項中「次条第三項」を「次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六」を「第三十五条の五、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで」に改め、同表第二十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第二十六条第一項第二号	場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に關して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)	場所
-------------	---	----

第二十三条の表第二十六条第四項の項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、「の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「の許可を受けている旨」を削り、同表第二十八条 第三十一条及び第五十五条から第五十七条までの項の次に次のように加える。

第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下「特定有期雇用派遣労働者」という。)	有期雇用派遣労働者(期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)
第三十条第一項第四号	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項第三号	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条の四	前三条	第三十条第一項第二号から第四号まで及び前二条
第三十四条第一項	次に	第一号、第二号及び第四号に
第三十四条第一項第四号	第三号及び第四号	第四号
第三十三条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項中「第六条第一号から第四号まで」を「第六条第一号から第八号まで」に改め、同表第三十六条第六号の項中「第三十六条第六号」を「第三十六条第七号」に改め、同項の次に次のように加える。		
第三十七条第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第二十三条の表第四十九条の二第二項	、第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第二項、第四項若しくは第五項
第二十三条の表に次のように加える。		
第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条

理由
派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十七年五月二十二日印刷

平成二十七年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P